

桜区区民会議  
平成 16 年度活動報告書

平成 17 年 3 月 31 日

桜区区民会議

## 目 次

桜区区民会議の概要	
1. 桜区区民会議について	1
2. 桜区区民会議の活動の経過	2
平成 16 年度の活動内容	
1. 市内公共施設見学会	5
2. 桜区再発見講座（パート 1～パート 3）の開催	7
3. 県外視察・研修（横浜市都築区・青葉区）	9
4. 桜区民クリーン活動の実施	11
5. 防犯パトロールへの参加	11
6. 第 2 回区民ふれあいまつり	12
7. コミュニティまつり	12
桜区区民会議からの提案	
1. 提案のあらまし	13
2. まちづくり環境部会からの提案	16
3. 生き生きまちづくり部会からの提案	36
4. 広報・広聴部会からの提案	50
第 1 期区民会議のまとめ	
1. 第 1 期桜区区民会議の成果と反省・今後の期待	61
2. 区民会議に参加して（各委員からのひとこと）	64
生き生きまちづくり部会・別添資料	68
参考資料	
1. 桜区区民会議設置要綱	78
2. 桜区区民会議委員名簿	80
3. コミュニティ会議一覧	81

# 桜区区民会議の概要

## 1. 桜区区民会議について

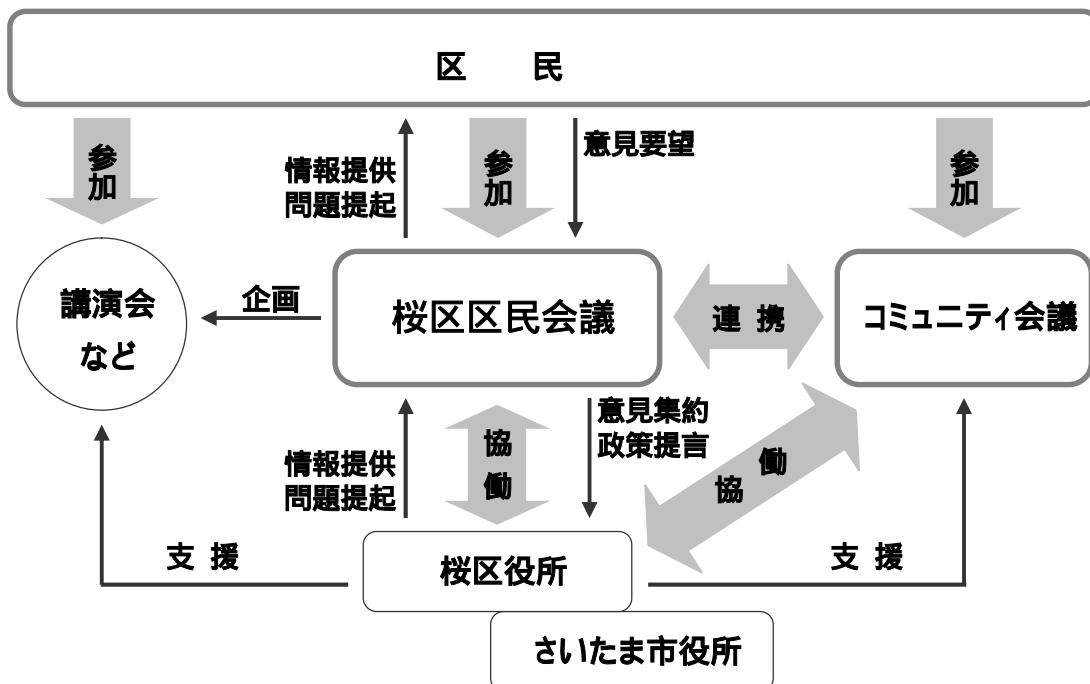
さいたま市は平成 15 年 4 月に全国で 13 番目の政令指定都市に移行し、同時に 9 つの行政区が設けられ、桜区もその一つとして誕生しました。

人口 100 万人を超えるさいたま市では、市民に身近なまちづくりのため行政区は重要であり、区民との協働によって、行政区の特性を生かした個性あるまちづくりを進めていくために各行政区に区民会議が設けられることとしています。

このなかで、桜区区民会議は「桜区の魅力あるまちづくりを推進し、市民共同参画型社会の実現を目指す」ことを目的として、平成 15 年 7 月に設置されました。この目的を達成するため、区民会議は次の活動を行うこととされています。

- 桜区のまちづくりを推進する上での対処すべき諸課題についての協議及び政策提言
- 桜区民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するための活動
- その他桜区の健全な発展に寄与する活動

### 桜区区民会議のイメージ



## 2. 桜区区民会議の活動の経過

平成 16 年度における桜区区民会議の活動は、まちづくり環境部会、生き生きまちづくり部会、広報・広聴部会の 3 つの部会を中心として進められました。その活動の経過を下表に示します。

### 【桜区区民会議の活動経過】

年 月	活 動	活 動 概 要
平成 16 年 4 月 6 日 (火)	第 1 回区民会議	市内施設見学会(市立浦和博物館、市東部リサイクルセンター、市地域中核施設プラザイースト)
	第 1 回生き生きまちづくり部会	部会のテーマ・今後の進め方について
4 月 12 日 (月)	第 1 回まちづくり環境部会	各委員の問題意識について
4 月 22 日 (木)	第 1 回広報・広聴部会	桜区再発見講座について
5 月 11 日 (火)	第 2 回区民会議	緑の基本計画のアンケート調査結果について 防犯について プラザウエストの概要について 桜区再発見講座の開催について 区民まつり実行委員会について
	第 2 回まちづくり環境部会	各委員の問題意識について
	第 2 回生き生きまちづくり部会	まちづくりと防犯について
5 月 19 日 (水)	第 2 回広報・広聴部会	桜区再発見講座パート 1 について
6 月 5 日 (土)	鴨川を歩く - 川沿いの歴史と自然を求めて - パート 1 (主催：郷土史研究クラブ)	桜区役所付近～西区林光寺付近
6 月 11 日 (金)	第 3 回区民会議	区民まつりへの対応について
	第 3 回まちづくり環境部会	部会のテーマ・活動内容について
	第 3 回生き生きまちづくり部会	部会のテーマ・活動内容について
6 月 17 日 (木)	第 3 回広報・広聴部会	桜区再発見講座パート 1 について 年間活動スケジュールについて
6 月 22 日 (火)	防犯に関するアンケート調査	自治会の協力を得て、防犯に関する自治会アンケート調査を実施
7 月 3 日 (土)	鴨川を歩く - 川沿いの歴史と自然を求めて - パート 2 (主催：郷土史研究クラブ)	源流(桶川市)～聖学院大学付近(北区/上尾市)
7 月 13 日 (火)	第 4 回区民会議	区民会議先進地視察について 区民会議からの提案について 桜区再発見講座の開催について

7月13日 (火)	第4回まちづくり環境部会	勉強会の開催について 桜区民クリーン活動について
	第4回生き生きまちづくり部会	自治会防犯アンケートの集計結果について
	第4回広報・広聴部会	視察研修先について 桜区再発見講座について
7月17日 (土)	桜区再発見講座・パート1	青木義脩氏講演会 桜区の歴史と文化 (大久保東公民館)
8月19日 (木)	第5回まちづくり環境部会	本庁6課(都市計画課、建築総務課、開発調整課、下水道計画課、街路課、道路課)を招いた勉強会
	第5回広報・広聴部会	視察研修先について 桜区再発見講座について
8月27日 (金)	第5回生き生きまちづくり部会	自治会防犯アンケートの分析と活動内容について
9月4日 (土)	第5回区民会議	都市計画マスタープラン区別構想について 区民会議先進地視察について 桜区再発見講座の開催について 国体歓迎事業について 平成17年度予算編成について
9月13日 (月)	視察研修先予備調査	麻生まちづくり市民の会(川崎市麻生区) 青葉区民会議(横浜市青葉区)
9月17日 (金)	防犯パトロール	青少年育成会による防犯パトロールへの参加
9月18日 (土)	桜区再発見講座・パート2	伊藤和彦氏講演会 - 荒川の自然環境の保全と創設 (田島公民館)
9月21日 (火)	第6回まちづくり環境部会	都市計画マスタープラン区別構想について 桜区民クリーン活動について 塚本地区フィールドワークについて
9月27日 (月)	第6回広報・広聴部会	視察研修先について 広報紙の発行について 桜区再発見講座・パート3について
10月2日 (土)	桜区再発見講座・パート3	塚本地区フィールドワーク 区内に残された自然のなかで (塚本地区・堤外)
10月16日 (土)	桜区民クリーン活動	自治会等の協力を得て、ごみの回収、花植えを実施
10月19日 (火)	第7回広報・広聴部会	視察研修先について 広報紙の発行について
10月26日 (火)	第7回まちづくり環境部会	都市計画マスタープラン区別構想について
10月30日 (土)	第2回区民まつり	各委員が区民まつり実行委員会の委員となり、当日もまつりの運営に参加
11月9日 (火)	第6回区民会議	都市計画マスタープラン区別構想について 緑の基本計画策定について 区民会議先進地視察について 桜区誕生記念祭について

11月16日 (火)	第8回まちづくり環境部会	都市計画マスタープラン区別構想について
11月20日 (土)	第6回生き生きまちづくり部会	防犯に係わる関係機関の活動内容について
11月22日 (月)	都市計画マスタープラン区 民意見交換会	市都市計画課主催の意見交換会に出席し、各委員 が意見交換を行う
11月24日 (水)	第8回広報・広聴部会	先進地視察について 広報紙について
11月29日 (月)	先進地視察研修	都筑中央公園視察(横浜市都筑区) 寺家ふるさと村視察(横浜市青葉区) 青葉区民会議との意見交換(横浜市青葉区)
12月16日 (木)	第7回生き生きまちづくり 部会	新開小学校区防犯対策協議会の活動について
12月24日 (水)	第9回広報・広聴部会	部会からの提案内容について
1月11日 (火)	都市計画マスタープラン区 民意見交換会	市都市計画課主催の意見交換会に出席し、各委員 が意見交換を行う
平成17年 1月16日 (日)	第7回区民会議	都市計画マスタープラン区別構想について 文化芸術振興計画について
	第9回まちづくり環境部会	部会からの提案内容について
	第8回生き生きまちづくり 部会	部会からの提案内容について
1月25日 (火)	第10回広報・広聴部会	部会からの提案内容について
1月26日 (水)	広報紙発行	桜区区民会議通信(桜っこだより)第2号発行
2月20日 (日)	市外視察・研修	利根大堰、さきたま古墳(埼玉県行田市) 地域の歴史と資源を生かしたまちづくり(栃木県 栃木市)
2月22日 (火)	第8回区民会議	各部会からの提案内容について
2月26日 (土)	第10回まちづくり環境部 会	部会からの提案内容について
2月28日 (月)	第11回広報・広聴部会	部会からの提案内容について
3月4日 (金)	第9回生き生きまちづくり 部会	部会からの提案内容について
3月15日 (火)	第9回区民会議	平成16年度活動報告書について コミュニティまつりについて
3月22日 (火)~27 日(土)	コミュニティまつり	桜の名所案内、桜区の区民会議・コミュニティ団 体の紹介など
3月28日 (月)	広報紙発行	桜区区民会議通信(桜っこだより)第3号発行

# 平成 16 年度の活動内容

## 1 . 市内公共施設見学会

平成 16 年度の第 1 回区民会議として、4 月 6 日(火)に市立浦和博物館、市東部リサイクルセンター、市地域中核施設プラザイーストの見学会を行いました。

### 市立浦和博物館

- ・ 地域を知る一環として、企画展「大久保ものがたり～荒川との共存～」を開催中の市立浦和博物館を訪問し、博物館の職員(学芸員)から説明を受けました。次のことがらが印象的でした。
- ・ 江戸～明治期の荒川は舟運が盛んで、東京(江戸)との間で物資が運ばれていた。羽根倉河岸(現在の羽根倉橋に近辺)には、当時、多くの商店があってにぎわっていた。
- ・ 荒川沿いの寺院にある仏像など、洪水などで、上流から流されてきたと伝えられているものが残されている。田島ヶ原のサクラソウの自生地も、荒川の氾濫によってもたらされた土が欠かせないものである。
- ・ 荒川は「荒ぶる川」として水害を起こしてきた。この中で、かすみ堤・横堤・輪中堤・水塚や水害船など、住民の知恵を生んできた。特に、斉藤祐美氏は、荒川の治水を生涯の事業として努力を続け、治水翁と称される(治水橋にその名が残されている)。



### 市東部リサイクルセンター

- ・ ゴミ処理、特に、リサイクルについて知るために、市東部リサイクルセンター(見沼区膝子)を見学しました。
- ・ 東部リサイクルセンターは、ゴミの減量化のため資源物を選別して回収する施設で、旧大宮市域を対象としています。資源物は、スチール缶、アルミ缶、びん類、ペットボ



トル、食品包装プラスチックの 5 種類に選別されている。その工程では機械も活用されていますが、ペットボトルやびんの色選別（透明・茶・その他）などは、作業員が手選別で行っています。

#### 市地域中核施設プラザイースト

・現在、桜区役所に隣接してプラザウエストの建設が進んでいます。このため、「どのような施設ができるのか」「どのように運営されるのか」「どんな活動ができるのか」などを知り、参考とするため、プラザイーストを見学しました。

・内部には、ホール（400 席）、多目的ルーム、展示室、セミナールーム、キッチンスタジオ、アトリエ、和室、茶室、子供の部屋（託児室含む）などがあり、図書館（東浦和図書館）、レストランが併設されている。図書館などを除き、大部分が有料である。





## 2. 桜区再発見講座（パート1～パート3）の開催

桜区は私たちの毎日の暮らしの場です。でも、折に付け、意外に知らないことが多いことに気づかされます。まちを良く知ることは魅力あるまちづくりの第1歩です。そこで、区民会議では、広報・広聴部会が中心となり、「まちづくりシリーズ・桜区再発見講座」を3回シリーズで企画、実施しました。

パート1 青木義脩氏講演会 桜区の歴史と文化  
(7月17日・大久保東公民館)

パート2 伊藤和彦氏講演会 荒川の自然環境の保全と創設  
(9月18日・田島公民館)

パート3 塚本地区フィールドワーク 区内に残された自然のなかで  
(10月2日・塚本地区)

### パート1 青木義脩氏講演会 桜区の歴史と文化

新たに開館した大久保東公民館に尾間木公民館長 青木義脩氏を迎えた講演会が開催されました。

青木氏は「桜区は歴史の宝庫」と述べられ、荒川(旧入間川)が作った自然堤防上の遺跡が桜区の桜区らしいところであり、縄文時代の遺跡から埼玉大学の本村遺跡を始めとする弥生時代の住居跡や、それに続く古墳時代の大久保古墳群の重要性についても語りました。また、鎌倉街道と羽根倉の合戦を中心とした数々の古文書の存在や、中世仏を有する寺院などお話は尽きず、あっという間の2時間でした。最後に「歴史・文化を大切にしない民族は滅びる」と結ばれ、その重要性を説明しました。

会場で配布したアンケートでも約8割の方から「とても良かった」「良かった」という回答をいただきました。なかには「時間が短かった」という声もありました。桜区の古くからの歴史を2時間でお話いただくことには制約もありましたが、今後の企画の参考にしたいと思います。



### パート2 伊藤和彦氏講演会 荒川の自然環境の保全と創設

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所河川環境課長 伊藤和彦氏を迎え「荒川の豊かな自然とビオトープについて」の講演会が開催されました。荒川の旧水路や河川敷に生

きる動植物の紹介や横堤（防）が 25 本もあり洪水防止に重要な役割を果たしていることなどの説明がありました。



荒川には利根川の水が武蔵水路を通じて流れていて、その量は多いときで全水量の 4 分の 3 にもなることなどが受講者の関心を誘っていました。三つ又ピオトープなど荒川の河川敷を生かしたまちづくりの取り組みがいろいろなところで行われているという実例の紹介もありました。

### パート3 塚本地区フィールドワーク 区内に残された自然のなかで

桜区再発見講座の最後に、公民館の部屋から屋外に場所を移し、豊かな自然の残された塚本地区の荒川堤外において、地元の自治会や住民の皆さんの協力を得てフィールドワークを行いました。

参加した区民の方は約 50 名。自然探検隊、歴史探検隊の 2 手に分かれて堤外を探検し、地元の住民の皆さんの説明を聞きながら、薬師堂などの歴史資産の見学や堤外に残された貴重な植物や昆虫などの観察をして堤外の自然・文化に触れました。元鴨川の流れの跡や不法投棄の現状を見て地域の問題を実感しました。

また地元でとれたお米をかまどを使って炊いておにぎりを作ったり、わらを使って縄やぞうりを作ってみました。昔の生活の知恵が若いお父さん、お母さんを始め子供たちにも新鮮に感じられたようでした。

地元の自治会長さんの話を聞いたり、この地区に伝わる念仏講のうたを聞いたりもして充実した勉強会でした。



### 3 . 県外視察・研修（横浜市都筑区・青葉区）

30年の歴史を持つ横浜市の区民会議のなかでも、最も活発な区民会議の一つといわれる青葉区民会議（横浜市青葉区）を視察・研修先として選び、都筑中央公園（横浜市都筑区）、寺家ふるさと村（横浜市青葉区）と合わせて、11月29日（月）に訪問しました。

#### 都筑中央公園（横浜市都筑区）

- ・港北ニュータウン土地区画整理事業により生まれた都筑区最大の公園です。公園の北側は、里山型公園として、「自然を活かして、施設は最小限にする」「自然に親しめる公園」「自然の保全と修復」を基本方針として、休憩所、炭焼き施設などが整備されています。
- ・市民のボランティアグループ「里山倶楽部」により、湿地・田畑・雑木林などの保全作業が進められています。



#### 寺家ふるさと村（横浜市青葉区）

- ・雑木林の丘に挟まれた谷戸田と呼ばれる細長く伸びた水田が幾筋もあり、その奥には溜め池が点在し、横浜の田園風景が色濃く残っています。
- ・総合案内施設である四季の家には、自然、農業等の展示紹介コーナー、農産加工室、研修室やレストランがあります。

#### 青葉区民会議との意見交換

##### 青葉区民会議の概要

- ・区民会議は、横浜市としては15期・30年、青葉区としては5期・10年の歴史があります（青葉区では、区の発足とともに区民会議が設立されました。）
- ・区民会議は、さまざまな立場や考えを持った人が参加し、身近な市民生活の視点から市民相互が話し合いを行い、地域が抱えている課題を共有して、行政に提言し、協働してまちづくりを進めていくことを目的としています。現在は、特に、市民（区民）と行政の中間にあって、市民（区民）の意向を踏まえた政策提言を行うことを重視しています。
- ・委員の人数は、約200名の定数に対して、現在は約90名です。
- ・5部会（福祉・保健・医療部会、自然環境部会、防災・交通部会、教育・子育て・生涯学習部会、文化・コミュニティ部会）があり、政策提言に向けて、施設見学会、現地調査、

市の職員や専門家を招いた研修会などを含めて、学習を積み重ねています。この他、運営委員会、広報委員会があります。

#### 青葉区民会議からの意見の概要

- ・国・県や市にまたがるテーマについては、国・県や市の担当部局に個別に出向いて説明を聞き、意見交換を行っている。その積み重ねによって、区民会議が国・県・市をつなぎ、ネットワークを作っていくという考え方であり、将来的には、国・県・市と住民が一つのテーブルにつければ良いと思う。
- ・予算は本庁の権限で、区にはない。地域の行政機能を拡大・充実し、予算権限を区に下ろすことが重要だと考えている。市長の基本的な考え方も、その方向にあると思う。
- ・区民会議が行政に向けて提言する場合、行政が気付かないことを提言する必要がある。ただし、一方では、行政の中での施策の考え方や流れを理解しておかないと、提言が実現しない。
- ・区民の意見を集約し、総意として提言していくことが重要である。そのためには、区民会議が区民との接点を持つことが必要で、毎年一回、「青葉区民のつどい」を開催し、区民の意見や要望を聞き、地域全体のためにはどうしたら良いのかを話し合っている（その成果は、行政への「予算要望」という形での提言となっており、市から文書による回答が行われる）。この場合、平成15年からは、区民だけでなく、市・区職員も参加するワークショップ方式という形をとるようにしている。
- ・青葉台駅前の交通に関する検討会議や道路づくり検討委員会などに、区民会議から委員を出している（さいたま市のように、区民会議の場で、特定の計画づくりのための意見を求められることはない）。
- ・防犯については、区民会議での取り組みは物理的に難しいと考えている。ただし、住民の関心は高まっており、自治会で自主的な活動を行っている。ネットワークづくりは区民会議の役割だが、このような自治会ごとの活動は各々の自治会が取り組む事がらと考えている。



## 4 . 桜区民クリーン活動の実施

ごみの無いきれいなまちづくりと彩の国まごころ国体の歓迎のため、桜区自治会連合会の賛同を得て、10月16日に区内全域で主な道路沿いのゴミ拾いや花植えなど、各地域のクリーン活動（清掃活動）を行いました。また、区民会議では、記念総合体育館周辺での花植えも行いました。これからも皆さんと協力しながら、区内の環境美化に継続的に取り組んでいきたいと思えます。

<桜区民クリーン活動実施状況>

花植えの数	西浦和駅前	200鉢
	記念総合体育館周辺	1,800鉢
参加者	参加団体	61団体 (うち自治会58)
	参加者	約4,800人
収集したごみの量	可燃ごみ	2,720Kg
	不燃ごみ	990Kg



## 5 . 防犯パトロールへの参加

生き生きまちづくり部会では、防犯をテーマとして取り組んできました。このなかで、自治会アンケート調査を行い、その結果から、新大宮バイパス沿い、鴻沼川沿い、JR埼京線高架下などが危険な場所であるとわかりました。

そこで、9月17日19時から、生き生きまちづくり部会を中心として、区民会議委員が青少年育成会のパトロールに参加し、実際に歩いてみて、周辺の状況を確認して、次のことを感じました。

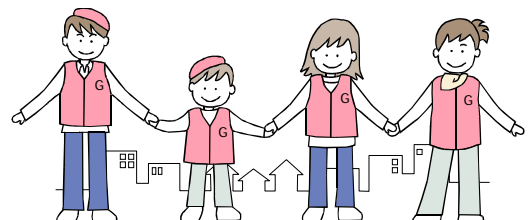
自治会との協力によるパトロールが必要である。

住民パトロールだけでは不十分なので、より行政の関与が必要である。

公園に大木が繁り、暗い所が多い。

街灯の球切れが多く見られた。

男性（父親）の理解と参加が望まれる。



## 6. 第2回区民ふれあいまつり

第2回区民ふれあいまつりは、昨年と同様に、自治会の皆さんと実行委員会を作って取り組みました。また、区報を通じて募集した区民の方々(4名)にも参加していただきました。また、去年の反省から、臨時無料バスの運行本数を増やしたり、簡易トイレの設置などの改善を行いました。

10月30日の当日は残念なお天気でしたが、それでも多くの皆さんに来ていただきました。少し寒くなったので、温かいおにぎりとトン汁が人気でした。来年は、もっと多くの晴れ男・晴れ女の参加を期待しています。

トラック協会による「何でもすくい大会」は、お子さんの手を引いたお父さん、お母さんが列をつくり、家族連れの方に人気がありました。観客席にテントを張ったため、多くの方がステージの園芸に熱心に声援を送るなど、雨のなかにもかかわらず、大いに盛り上がりました。



## 7. コミュニティまつり

3月22日から27日まで、コミュニティまつりが開催されました。

今回は、防犯・防災にちなんで「春はポーポー！」をテーマに開催し、ポーポー（防犯・防災）大声大会、桜区の区民会議・コミュニティ団体の紹介、浦和レッズ・大宮アルディージャの写真展、桜の写真展も行われました。特に、ポーポー大声大会では、思い思いの防犯・防災に関する言葉を発し、会場では熱心に聞き入っていました。



# 桜区区民会議からの提案

## 1. 提案のあらまし

### (1) 「桜区の将来像」と提案のテーマ

区民会議では、地域の現況や各種の制度などを学習するとともに、さまざまな人と意見交換を行い、自らの活動などを通じて得た情報なども合わせて検討を進め、桜区のまちづくりや今後の区民会議の運営に対する提案を取りまとめました。

桜区のまちづくりの基本的な方向性は、さいたま市総合振興計画に「桜区の将来像」として示されています。提案の検討にあたっては、「まちづくり環境部会」「生き生きまちづくり部会」「広報・広聴部会」の各部会において、この「桜区の将来像」を参考としてテーマを探り、設定しました。さらに、各部会の検討内容を区民会議（全体会）に諮り、区民会議の提案として取りまとめました。今後、この提案が生かされることを期待します。

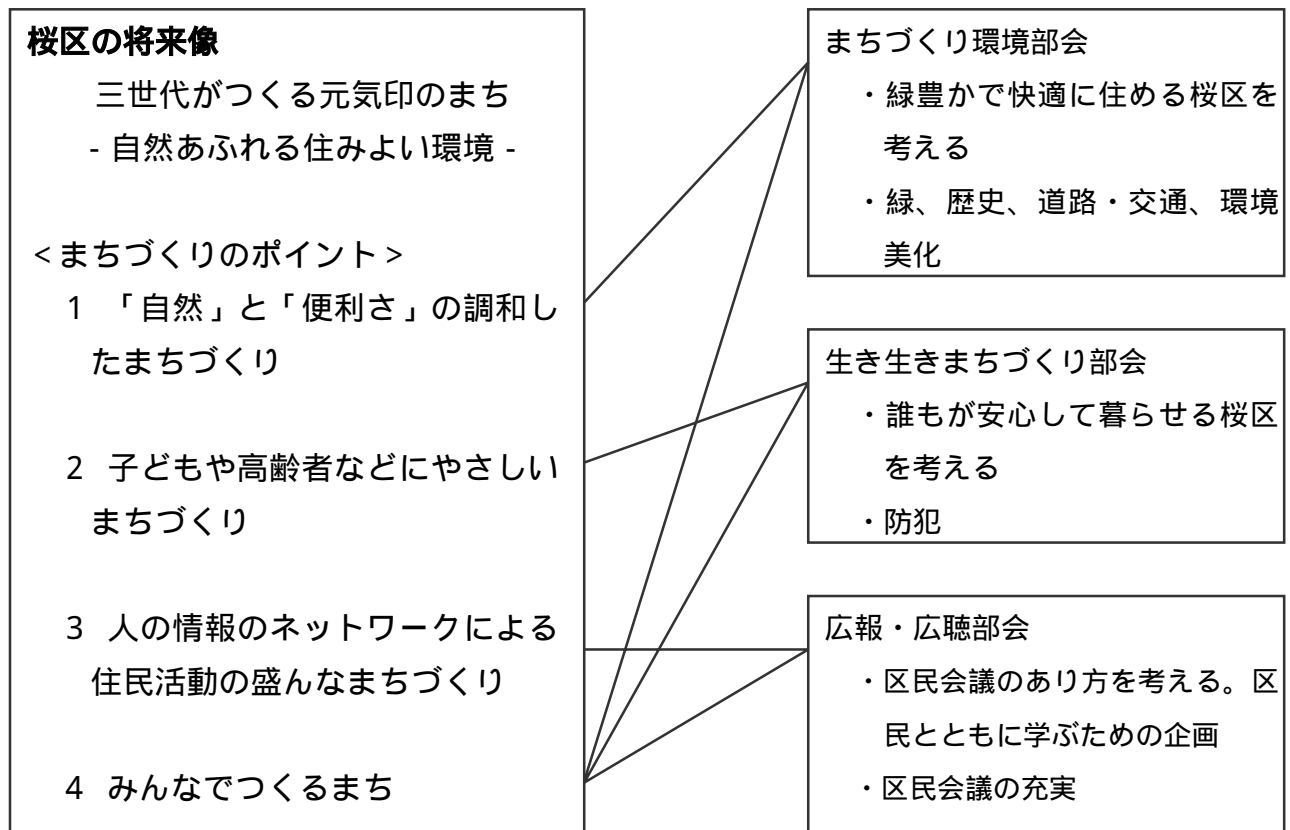


図 桜区の将来像（まちづくりのポイント）と各部会の検討テーマとの関連

## (2) 提案の一覧

< まちづくり環境部会からの提案 >

< 提案項目 >		参照先
1. 桜区の一体性を高める道路・交通環境の整備		17 頁
1 - 1	大谷場高木線（南北方向の幹線道路）の整備	19
1 - 2	道場三室線・町谷本太線（東西方向の幹線道路）の整備	19
1 - 3	埼大通りの再整備	19
1 - 4	既存道路の整備	19
1 - 5	水路の有効利用による歩行者道・自転車道の整備	20
1 - 6	鴨川土手の遊歩道の整備	20
1 - 7	交通規制の実施	20
1 - 8	コミュニティバスの運行ルートの改善	20
2. 西浦和駅周辺の整備		21 頁
2 - 1	西浦和駅南口開発と駅前広場の整備	22
2 - 2	橋上駅化と新大宮バイパスに架かる歩道橋との連結	22
2 - 3	案内標識（サイン）の設置	23
2 - 4	歩道橋の改善（当面の対応として）	23
2 - 5	西浦和駅のバリアフリー化	23
3. 市街化調整区域における生活環境の改善・充実		24 頁
3 - 1	浸水対策の早急な実施	25
3 - 2	地区計画制度の活用による基盤整備と生活環境の改善	25
4. 桜区の自然・歴史空間の保全と活用		26 頁
4 - 1	自然あふれる歴史的景観の保全（歴史的な景観の調査）	26
4 - 2	桜区を南北に貫く鴨川の再生	27
4 - 3	広大な荒川の緑地空間の保全・整備と活用	28
	A 荒川に沿った緑の空間の一体的な保全・整備と活用 （運動公園ゾーン、自然・歴史の保全ゾーン（塚本地区）、秋ヶ瀬ゾーン、さくら草公園ゾーン）	30
	B 自然・歴史保全ゾーン（塚本地区）の整備と活用 （里山としての自然環境、伝統・文化の維持・継承、旧河川を生かしたピオトープと千貫樋水郷公園との連携、羽根倉河岸の復活）	31
	C アクセス道路の整備と案内標識の設置 （多様なアクセス道路の整備・充実、案内標識の設置）	32
	D 全国へのアピール	33
	E 関連する施策との連携	33
4 - 4	取り組み方法	34
	A 市民の参加	34
	B 国・県・市の連携	34
5. ごみゼロ運動によるきれいなまちづくり		35 頁
5 - 1	桜区民クリーン活動の継続的な実施	35



<生き生きまちづくり部会からの提案：防犯について>

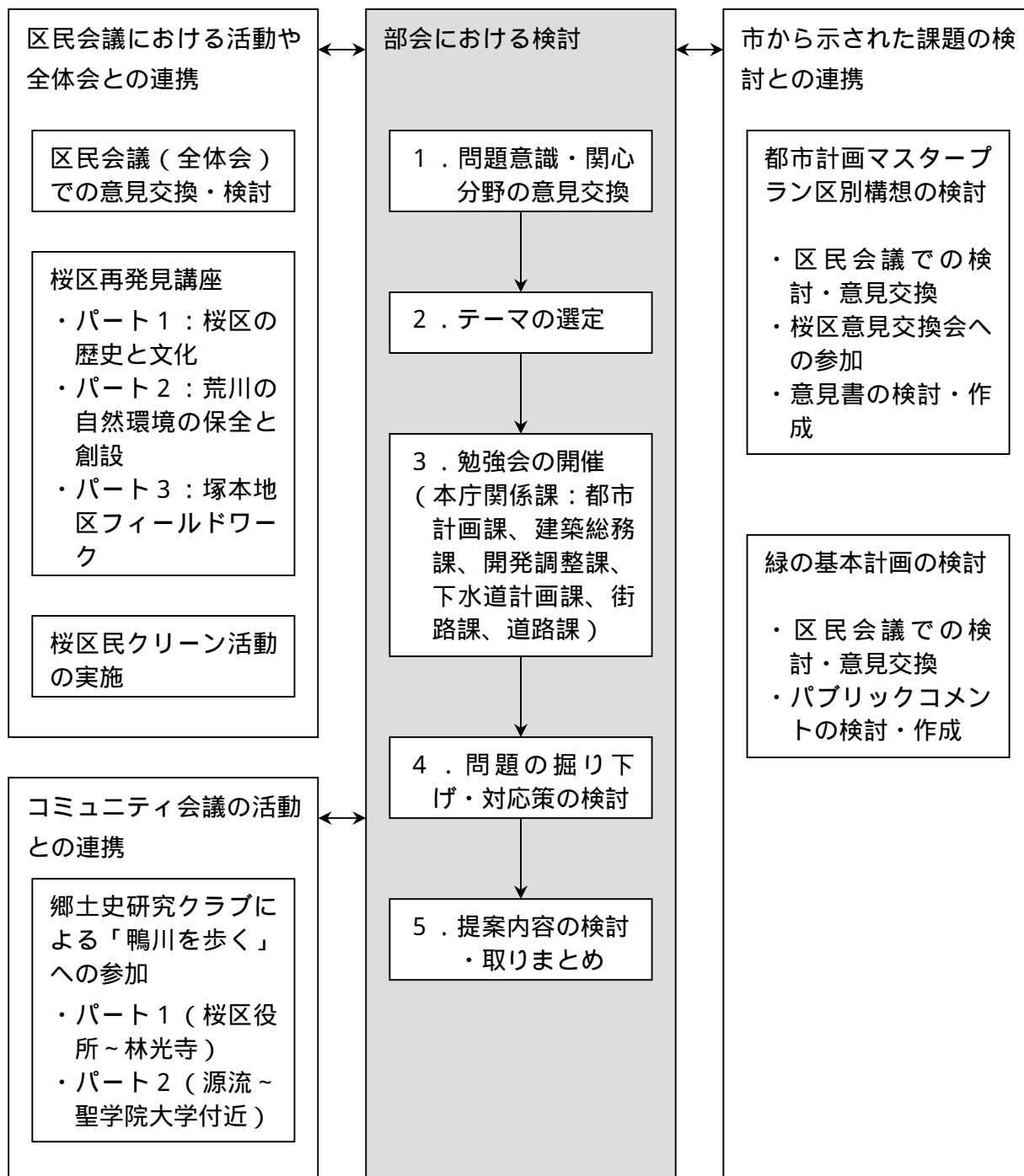
<提案項目>	参照先
1．防犯関連の活動を行っている組織間の連携	41 頁
1 - 1 連絡・調整機関の確立	42
1 - 2 関係機関の連携	43
2．自主的な活動の運営基盤の確立（行政からの支援等）	45 頁
2 - 1 必要な資機材等の支援に関わる基準の設定	45
2 - 2 行政による柔軟な支援	46
2 - 3 受益者負担の検討	47
3．無関心層の意識の喚起と誰でも取り組める身近な“草の根運動”	48 頁
3 - 1 犯罪の起きにくい環境づくり	48
3 - 2 一人ひとりの意識づくり	49
3 - 3 みんながふれあうコミュニティづくり	49

<広報・広聴部会からの提案>

<提案項目>	参照先
1．桜区のまちづくりに向けた提案	53 頁
1 - 1 区民活動支援室の設置	53
1 - 2 区民向け勉強会・講演会の企画・実施	54
1 - 3 埼玉大学との交流・連携の拡大	54
1 - 4 区民との意見交換の機会の確保	55
A 区民との意見交換をするための催し物の開催	55
B さまざまな機会を捉えた区民との意見交換	56
2．区民会議の運営に向けた提案	56 頁
2 - 1 広報活動の充実	56
A 広報紙の発行	56
B ホームページの作成	57
C 掲示板（コミュニケーションボード）の設置	57
D マスメディアへの情報提供	57
2 - 2 視察・研修の定期的な実施	58
2 - 3 他区区民会議との交流	59
2 - 4 区民会議の拡大・充実	59
A 区民会議の委員数の大幅な増加	60
B 任期を終えた委員との連絡会の設置（当面の対応）	60

## 2. まちづくり環境部会からの提案

### < 提案検討の経過 >



## < 提案の内容 >

### 1 . 桜区の一体性を高める道路・交通環境の整備

地域の道路整備の遅れによって、各所で慢性的な交通渋滞が発生したり、歩行者や自転車が通行に危険性を感じるという問題は以前から指摘されてきました。一方、従来は、本地域は、土合地区・大久保地区に大きく分かれ、相互の交流も多くはありませんでした。

今後は、桜区として、区民が一体となって魅力あるまちづくりを進めていくために、区民の交流という新しい観点も取り入れ、南北・東西方向の幹線道路の整備やバス利便性の向上、日常生活の交通安全の確保に向けたきめ細かな道路整備など、積極的に道路・交通環境の整備を進めていく必要があります。

このような考え方に基づいて、以下について提案します。

- 提案 1 - 1 大谷場高木線（南北方向の幹線道路）の整備
- 提案 1 - 2 道場三室線・町谷本太線（東西方向の幹線道路）の整備
- 提案 1 - 3 埼大通りの再整備
- 提案 1 - 4 既存道路の整備
- 提案 1 - 5 水路の有効利用による歩行者道・自転車道の整備
- 提案 1 - 6 鴨川土手の遊歩道の整備
- 提案 1 - 7 交通規制の実施
- 提案 1 - 8 コミュニティバスの運行ルートの改善

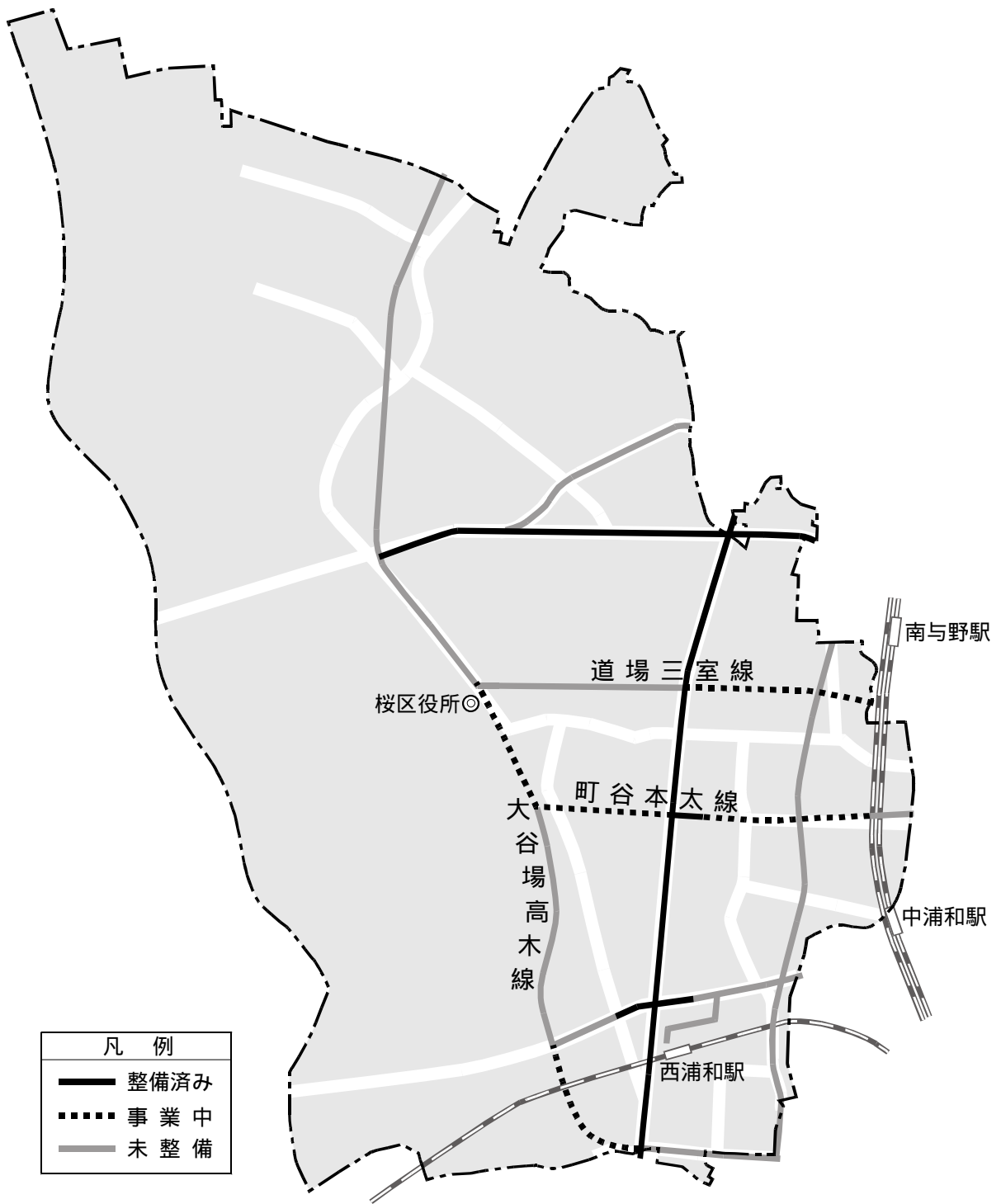


図 都市計画道路の整備状況

#### 提案 1 - 1 大谷場高木線（南北方向の幹線道路）の整備

桜区を南北に結ぶ幹線道路で、その整備によって、西浦和駅～桜区役所～新設の市立病院～白楸のバス路線の運行も可能になります。

このバス路線は、西浦和駅で JR と接続することによって区民の利便性向上に寄与しますが、並行して西浦和駅の整備も必要になります。このため、その整備の進捗状況によっては、駅西側（新大宮バイパス沿い）にロータリーを整備することも視野に入れるものとします。

#### 提案 1 - 2 道場三室線・町谷本太線（東西方向の幹線道路）の整備

桜区を東西に結ぶ幹線道路で、その整備によって、新大宮バイパスとの交差による慢性的な交通渋滞の緩和が見込まれ、区役所へのアクセス性も改善されます。

さらに、現在は、新大宮バイパスとの交差による信号待ちを回避するため、住宅地区の幅員の狭い道路を通過交通が侵入していますが、このような交通の減少も期待できます。

#### 提案 1 - 3 埼大通りの再整備

埼大通りは日本一のケヤキ並木によって、快適な道路のように見えますが、ケヤキが大きく成長してきたため、毎日のように道路を利用する地域住民からみると、次のような様々な問題もあります。

- ・歩道幅員が狭く、また、ケヤキの根などによる歩道の段差があるため、車椅子の利用者が苦勞しているのを見かけますし、自転車とのすれ違いも危険です。また、段差のために車道を走る自転車もあり、路肩に駐車している車があると危険です。
- ・ケヤキ並木は、道路の見通しを悪くしています。また、その落ち葉が多いため、沿道の住民は清掃が大変です。
- ・ガードレールがケヤキ並木の景観と調和していません（今後の補修に合わせて、鋳物風のものなどに換えることができます）。

このため、ケヤキは一本おきに間引きすることを提案します。埼大通りのケヤキは既に樹齢 40 年を超え、材木としてみた場合、伐採期に入っています。伐採したケヤキは、市場価値としては高くはないでしょうが、まちづくりに活用できると考えます。

なお、今後、区内の都市計画道路の整備によって埼大通りの交通量は減少すると想定され、その時点では、車道幅員を縮小し、歩行者用のスペースを拡大することが考えられます。

#### 提案 1 - 4 既存道路の整備

都市計画道路の早期整備は強く望まれますが、現実には、様々な要因によって供用までにはかなりの歳月を必要とすると思われます。この間、ただ新しい道路の完成を待つのではなく、既存道路の交差点の改良や部分的な整備によって、交通渋滞の緩和を進める必要があります。

そのような整備箇所としては次が考えられます。

- ・町谷交差点の拡幅・改良：右折レーンの設置による渋滞緩和が期待できます。同時に、歩道の設置によって歩行者や自転車の安全確保も可能になります。
- ・下大久保交差点の拡幅・改良：渋滞の緩和とともに、埼玉大学に乗り入れるバスを区役所まで延伸することが可能になります。

#### 提案 1 - 5 水路の有効活用による歩行者道・自転車道の整備

桜区内には、かつて農業用水として使われていた水路が多くあります。このような水路を暗渠とし、歩行者道や自転車道として整備します。

#### 提案 1 - 6 鴨川土手の遊歩道の整備

桜区を南北に貫く鴨川は、遊歩道の整備（自動車は侵入禁止とする）により、自転車や歩行者の安全で快適な交通空間として活用することができます。

また、側帯を設置して、植栽することも検討の余地があると考えます。

#### 提案 1 - 7 交通規制の実施

区内の道路は、歩道がなかったり、幅員が狭かったり、歩行者や自転車が安心して通行できる道路は限られています。このなかで、特に、通学する児童・生徒の安全に配慮することが必要で、本来的には拡幅整備が望まれます。

しかし、現実的に考えて、自動車の進入規制や一方通行等の交通規制を実施すべきと考えます。例えば、埼大通り～上大久保中学校については、早急に対応する必要があります。

#### 提案 1 - 8 コミュニティバスの運行ルートの改善

現在、桜区では、西浦和駅と桜区役所とを結ぶコミュニティバスが運行されていますが、利用者は必ずしも多くありません。

そのコミュニティバスを積極的に活用していくために、次の考え方によって運行路線を見直すよう提案します。

- ・コミュニティバスは、現在各区を単位とし、区内で完結した路線によって運行されています。これを、住民生活の実態に合わせ、区を跨いだ運行を可能とします。特に、西浦和駅に加えて、与野本町、南与野、中浦和の各駅とを結ぶ路線を設けます。
- ・地域住民の参加を求め、住民ニーズを踏まえた運行ルートを設定します。
- ・時間帯によっても変動する道路の渋滞状況を具体的に知っているコミュニティバスの運転手などの意見を求め、運行の定時性の向上を図ります。

## 2 . 西浦和駅周辺の整備

西浦和駅には、

- ・南口に駅前広場がない
- ・駅と新大宮バイパス西側地区を結ぶのは一本の老朽化した歩道橋のみである
- ・駅前に案内標識（サイン）がなく、道路が分かりにくい

という問題があり、西浦和駅周辺の整備が必要です。

提案 2 - 1 西浦和駅南口開発と駅前広場の整備

提案 2 - 2 橋上駅化と新大宮バイパスに架かる歩道橋との連結

提案 2 - 3 案内標識（サイン）の設置

提案 2 - 4 歩道橋の改善（当面の対応として）

提案 2 - 5 西浦和駅のバリアフリー化

### 現状と問題点

JR 武蔵野線西浦和駅は桜区内唯一の鉄道駅であり、田島をはじめ、新開や桜田の各地区の住民の最寄駅となっています。また、近接するさくら草公園には、春のシーズンに県内だけでなく他都県からも多くの訪問者があり、その最寄駅ともなっています。

しかし、現在、次のような問題を抱えています。

#### 南口に駅前広場がない

駅北口では、平成 15 年 11 月に暫定的とはいえ駅前広場がオープンし、住民の利便性は大幅に向上しました。しかし、南口には駅前広場がなく、人家が接近しているうえ、道路幅員が狭く、小型車がやっと通れる状態で歩行者は常に危険を感じています。

駅と新大宮バイパス西側地区とを結ぶのは、一本の老朽化した歩道橋のみである

田島地区（7・8・10 丁目）は、地区内には商店や公共施設などがいないため、陸の孤島状態にあり、毎日の暮らしのなかでも、生命線である歩道橋を昇り降りして新大宮バイパスを渡り、駅方面に通う必要があります。

しかし、昭和 50 年に設置された歩道橋は老朽化が進み、安全面からの危惧に加えて、高齢者、身体が不自由な方などには、利用できない構造となっています。

#### 駅前に案内標識（サイン）がなく、道路が分かりにくい

西浦和駅に近接して、国の特別天然記念物に指定された「田島が原のサクラソウ自生地」を有するさくら草公園があり、春の季節には、市外・県外からも多くの訪問者があり、西浦和駅を利用しています。また、休日には、彩湖を訪れる人も少なくありません。

しかし、駅前には、このような訪問者のためのサインがなく、駅前広場や道路の未整備もあって、目的地の方向が分かりにくくなっています。

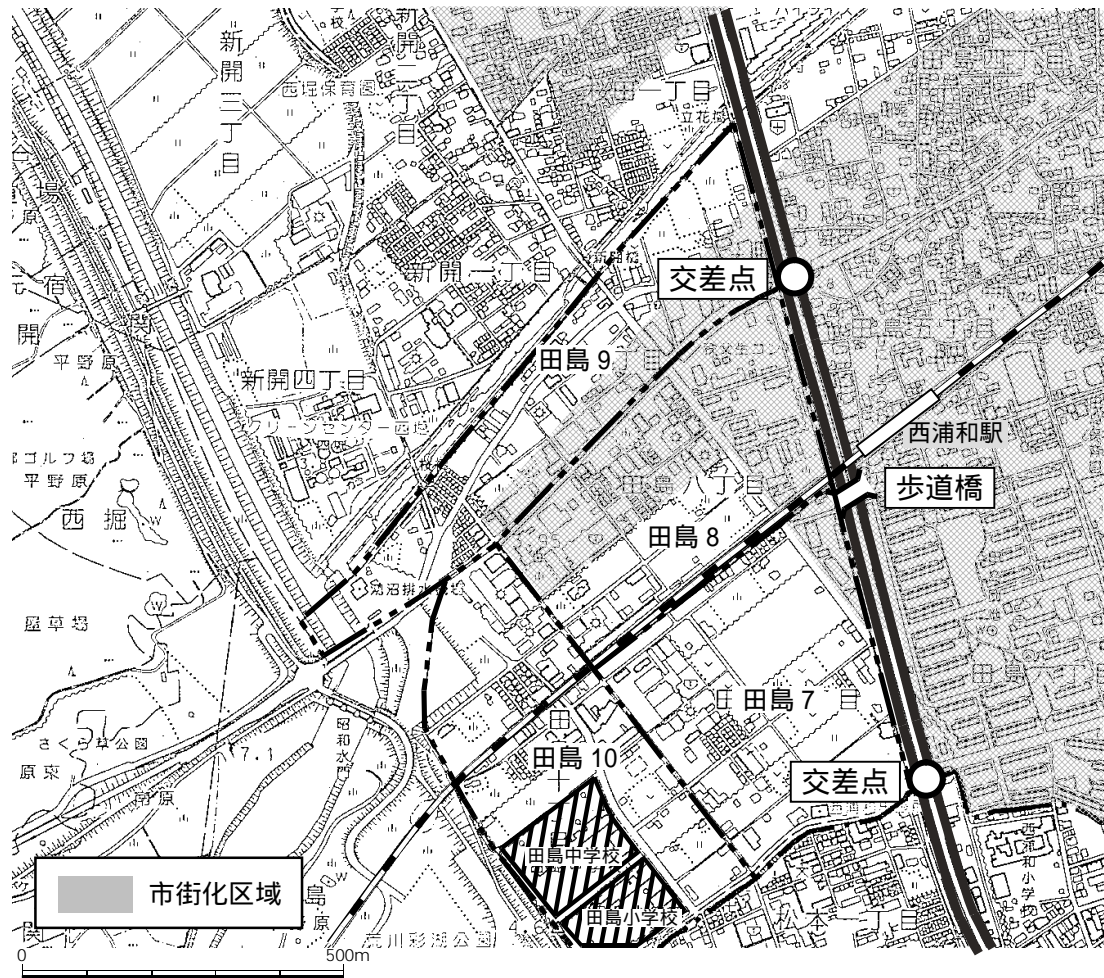


図 西浦和駅周辺の現況

### 提案 2 - 1 西浦和駅南口開発と駅前広場の整備

南口に駅前広場を整備するとともに、その取り付け道路などを整備することを提案します。このことにより、通勤客の送迎などを円滑に実施でき、駅利用の利便性が大きく向上します。

### 提案 2 - 2 橋上駅化と新大宮バイパスに架かる歩道橋との連結

田島 7丁目～10丁目の住民にとって大きな負担になっている歩道橋を避けるために、西浦和駅を橋上駅化するとともに、新大宮バイパスを跨ぐペDESTリアン・デッキを設けることを提案します。

これは、通勤・通学や買物など、駅利用を楽にします。また、さくら草公園への来訪者などにとっても、分かりやすく、利用しやすい歩道橋となります。さらに、このような駅の整備は桜区のイメージアップにもつながると考えます。



### 提案 2 - 3 案内標識（サイン）の設置

さくら草公園への訪問者をはじめ、おしゃれなデザインで、駅利用者にも分かりやすい案内標識を設けることを提案します。

### 提案 2 - 4 歩道橋の改善（当面の対応として）

橋上駅化は、JR との関係があり、時間を要するかもしれません。しかし、ここ数年の間にマンション建設などが急速に進み、人口増加が著しく、高齢者や体の不自由な方も増加しています。また、老朽化した歩道橋は、田島小学校や田島中学校への通学路にもなっています。

このため、早期にできる対応として、以下について取り組むことを提案します。

- ・歩道橋の階段のスロープ化
- ・歩道橋の幅員の拡幅
- ・駅前広場に通じる階段の設置

### 提案 2 - 5 西浦和駅のバリアフリー化

昭和 48 年に整備された西浦和駅は、当面、エレベータの設置が予定されています。さらに、引き続きエスカレータを設置するなど、駅のバリアフリー化を進めることを提案します。

### 3. 市街化調整区域における生活環境の改善・充実

田島地区の市街化調整区域は西浦和駅から徒歩 10 分程度と交通利便性が高く、田島 7 丁目・10 丁目を中心に、特に近年は工場跡地へのマンション立地等もあって、市街化が急速に進んでいます。

しかし、この地区は、本来は「市街化を抑制すべき」である市街化調整区域とされていることもあって、

- ・ 毎年のように浸水被害が発生（田島 7 丁目・10 丁目）
- ・ 高層マンション建設による災害危険性の増大と生活環境の悪化

などの問題が生じています。

このため、急速な市街化の進展、人口の増加にも対応して、生活基盤の整備が必要です。特に、市街化区域、市街化調整区域を問わず、災害からの安全性の確保は市民生活の前提であり、早急な対応が求められます。

提案 3 - 1 浸水対策の早急な実施

提案 3 - 2 地区計画制度による基盤整備と生活環境の改善

#### 現状と問題点

桜区では市街化調整区域が区域面積の 58.6%を占めています。その大部分は荒川の河川敷や堤外の農地などですが、一部、交通利便性に優れた地区が市街化調整区域として残されています。

市街化調整区域は、本来、「市街化を抑制すべき区域」です。しかし、田島地区（田島 7 ~ 10 丁目）に残された市街化調整区域は、西浦和駅にも徒歩 10 分程度で交通利便性が高く、点在する工場や多くの空き地があり、「既存宅地制度」等によってマンションや分譲住宅の建設が進んでいます。現在も、工場跡地に 2 棟の高層マンションが建設中で、間もなく入居が始まります。

このように住宅地化が進む一方、市街化調整区域という性格のため、道路や下水道等の生活基盤施設が整備されておらず、河川整備の遅れもあって、次のような問題が生じています。

毎年のような浸水被害の発生（田島 7 丁目・10 丁目）

浸水対策が実施されていないため、集中豪雨や台風によって毎年のように浸水が発生し、道路が冠水するだけでなく、住宅にも被害が生じています。

現在、ポンプによる排水は実施されていますが、その能力が小さいため、浸水被害を抑制できていません。さらに、今後もマンション建設等を通して現在の排水路に流入する雨水が増大して、被害がさらに拡大していくことも予想されます。

従来も、地域住民が市に対して陳情等を繰り返していますが、河川管理が国・県・市にまたがっていることもあって、実効性のある対策は進められていません。

高層マンション建設による災害危険性の増大と生活環境の悪化

田島 7 丁目～10 丁目は空き地や工場跡地に高層マンションの建設が進んでいます。しかし、これに見合った道路整備が実施されていないため、道路幅員が十分でなく、袋小路もあって、大震災発生時の被害だけでなく、火災の発生時にも消防車の進入が懸念される状況にあります。

さらに、これらの高層マンションによって、周辺の戸建住宅では日照の問題も生じるなど、生活環境が悪化しています。

### 提案 3 - 1 浸水対策の早急な実施

毎年のように発生している浸水対策として、地域住民に対して十分な説明を行ったうえで、次を実施するように提案します。

抜本的な対策として、河川の整備

（櫃沼排水路の整備、鴻沼川の排水口の拡張・整備）

当面の対策として、排水ポンプの能力アップ

（水門及びポンプの増強）

### 提案 3 - 2 地区計画制度の活用による基盤整備と生活環境の改善

この地域の生活環境の悪化は、基本的には、市街化調整区域に指定されているため、都市的な基盤整備が実施されず、また、用途地域をはじめとする規制・誘導の制度が適用されていないことに起因します。このため、地区計画制度の導入による基盤整備と生活環境の改善を提案します。

整備手法としては、地区計画制度以外に、線引き見直しによる市街化区域への編入も考えられますが、その決定権限は埼玉県にあり、さいたま市が決定権を有する地区計画がより現実的と考えます。

地区計画制度を導入・活用する場合、住民による問題認識の共有、課題解決に向けた対応策の合意形成が最大の課題であり、地域住民が中心となってまちづくり協議会を立ち上げ、専門的な知識や技術的な側面など、行政側の支援を得ながら、取り組んでいくことを提案します。

このような地区計画によって、以下の内容について定めることが想定されます。

- ・地区施設について：道路や公園等の施設の位置と規模
- ・建築物について：用途の制限、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、形態及び意匠の制限、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限

## 4 . 桜区の自然・歴史空間の保全と活用

### 4 . 1 自然あふれる歴史的景観の保全

桜区は、荒川（旧入間川）の流れもあって古くから開けてきた地域です。その様子は、現在では、古くは縄文・弥生時代の遺跡、大久保古墳群をはじめとする多くの古墳、それぞれの歴史を持つ寺社仏閣を通じて知ることができます。また、長屋門、白壁造りの土蔵や寺社林・屋敷林などの景観を通じて、当時の面影をしのぶことができます。

しかし、このような歴史的な資産は、一部は文化財などに指定されていますが、多くは所有者などの個人的な努力によって維持されるにとどまり、時とともに失われています。

このため、地域の歴史や文化・伝統を保全して後世に伝えていけるよう、特に景観に着目し、保全すべき対象の明確化に着手するよう提案します。

#### 提案 4 - 1 歴史的な景観の調査

#### 提案 4 - 1 歴史的な景観の調査

区内の歴史的な資源を調査し、後世に伝えるべき歴史的な景観を明確にするとともに、さらに、次の段階として、その保全のあり方やその方法などについて検討し、市民に親しまれる歴史的な空間づくりを進めることを提案します。

- ・古墳の調査
- ・長屋門・土蔵の調査
- ・社寺林・屋敷林の調査

#### 4.2 桜区を南北に貫く鴨川の再生

桜区を南北に貫く鴨川は、その周辺に緑を多く残すとともに、歴史的文化財も多く、区民に身近な河川として親しまれてきました。しかし、上流における市街化の進展などに伴う水質の悪化や抜け道として土手を通る自動車の増加など、さまざまな問題も抱えています。

このため、鴨川とその周辺の空間について、区民に身近な河川として再生していくよう、地域住民とも連携しながら、遊歩道や桜の植栽などの整備を進めるよう提案します。

##### 提案4-2 鴨川の再生

#### 提案4-2 鴨川の再生

この鴨川とその周辺の空間について、区民が身近に自然や歴史・文化にふれる空間として再生していくよう、地域住民とも連携しながら、次について検討を進め、具体化を図ることを提案します。

- ・市民が身近に親しめる水辺の公園の整備
- ・鴨川の土手を利用した遊歩道の整備とその植栽の検討
- ・鴨川とその周辺の歴史・文化資源などをつなぐ遊歩道の整備
- ・鴨川の水質の改善

#### 4.3 広大な荒川の緑地空間の保全・整備と活用

さいたま市西部の荒川周辺の自然は首都圏に残された貴重な財産です。しかし、荒川堤外の河川敷は、一部に自然が残されているとはいえ、ゴルフ場や運動公園、大規模公園等として開発されており、貴重な自然が積極的に保全されてきたとはいえません。また、農地についても、積極的に保全してきたのではなく、開発から「取り残された」結果として残されているというのが現状です。

このような自然を地区の特性として活かしながら、一体的に保全・整備し、全国にアピールできる地域資源として活用していくために、以下を提案します。

##### 提案4-3A 荒川に沿った緑の空間の一体的な保全・整備と活用

運動公園ゾーン

自然・歴史の保全ゾーン（塚本地区）

秋ヶ瀬ゾーン

さくら草公園ゾーン

##### 提案4-3B 自然・歴史保全ゾーン（塚本地区）の整備と活用

里山としての自然環境、伝統・文化の維持・継承

旧河川を生かしたビオトープと千貫樋水郷公園との連携

羽根倉河岸の復活

##### 提案4-3C アクセス道路の整備と案内標識の設置

多様なアクセス道路の整備・充実

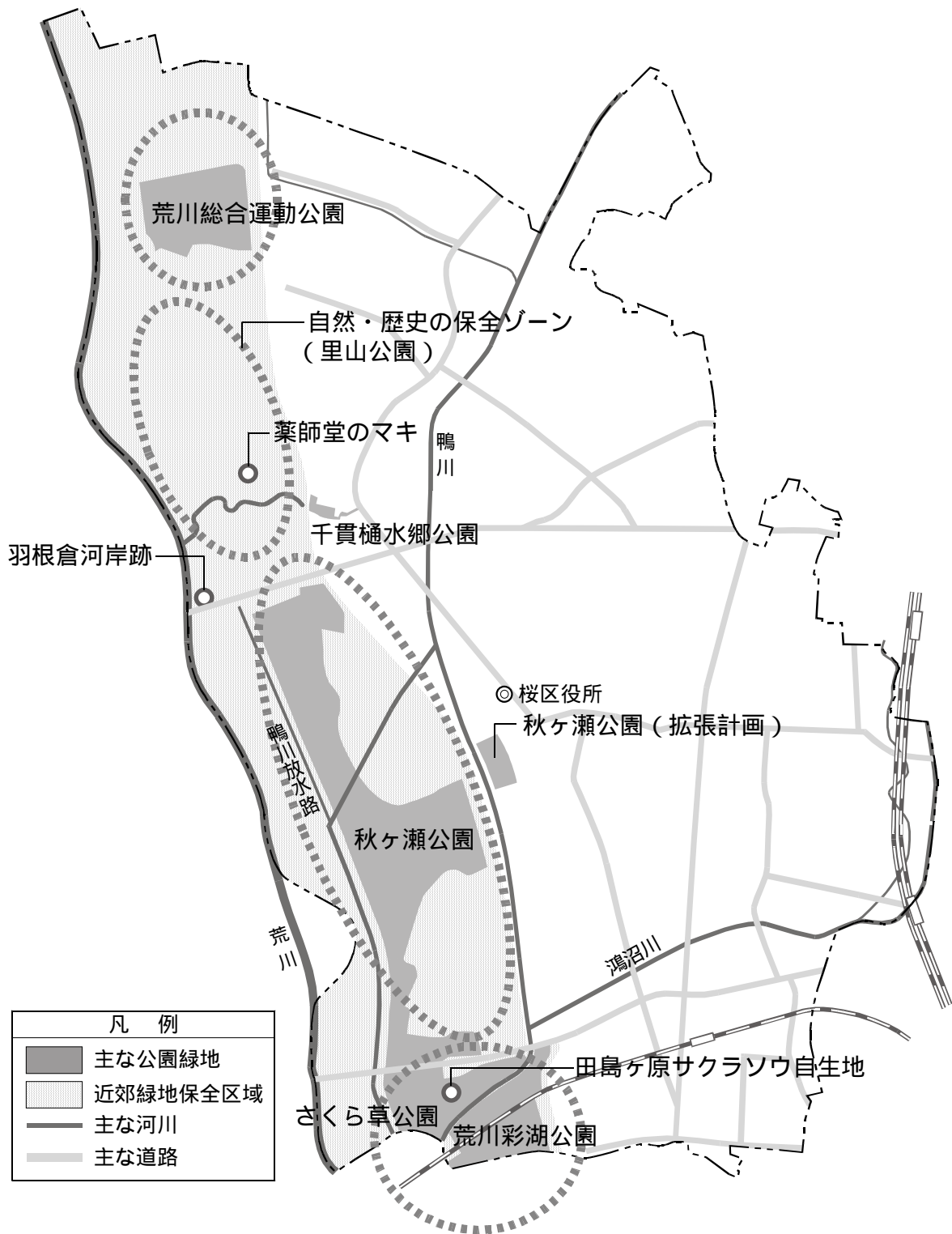
案内標識の設置

##### 提案4-3D 全国へのアピール

##### 提案4-3E 関連する施策との連携

桜の植樹

記念植樹の活用



<自然と川の共生・モデルプラン>

#### 提案4 - 3 A 荒川に沿った緑の空間の一体的な保全・整備と活用

荒川の河川敷を4つのゾーンに分け、それぞれの特徴を活かしながら、一体的に保全・整備を図り、全国にアピールできる地域資源として活用を進めるものとし、次のとおり提案します。

##### 運動公園ゾーン

- ・荒川総合運動公園を中心に、スポーツの殿堂として駐車場やトイレなど、より充実を図ります。

##### 自然・歴史の保全ゾーン

- ・塚本地区を中心とする農業地域ですが、昨今、堤外は居住者が不在となり、農業とともに、環境の維持が必要です。
- ・このゾーンは、自然の生態系を生かした里山公園として整備・活用することを提案します（その詳細は「提案2」（次ページ）を参照ください）。

##### 秋ヶ瀬ゾーン

- ・公園として整備された地区であり、秋ヶ瀬公園に隣接して浦和レッズの運動場が市民に開放される予定もあります。一方、ハンノキも残り、ミドリシジミ（市指定天然記念物）の貴重な生息地ともなっています。また、関東一円に良く知られた野鳥の宝庫でもあり、市外から訪れる人も多いゾーンです。
- ・スポーツ・レクリエーションの場に加えて、防災公園としても位置づけ、農地部分を買上げ、整地・簡易舗装を行って大規模災害に備えるものとします。
- ・桜、カエデを集中して植栽し、春・秋に鑑賞できる場とします。
- ・ミドリシジミの食草であるハンノキを植栽します。

##### さくら草公園ゾーン

- ・さくら草（国指定天然記念物）を保護し、今後伝えていく必要があります。このため、サクラソウ自生地はボランティアの協力によって積極的に保護するとともに、さくら草について学ぶなど、自然に親しむ学習の場として「自然探求館」（土・日祭日にオープン）を整備します。
- ・鴨川下流に架橋（歩行者・自転車と管理用車両が通行）し、南側の彩湖公園と連絡し、公園の一体化を図ります（かつて、さくら草公園と彩湖との間には木橋がありました。野火事で焼け落ちてしまいました）。



#### 提案4 - 3 B 自然・歴史の保全ゾーン（塚本地区）の整備と活用

旧鴨川の流れの跡、薬師堂を中心とした天然記念物の樹木や歴史的な史跡など、荒川堤外のなかでは、農地とともに自然環境が多く残され、里山としての雰囲気を持っています。

このような地域の自然や伝統、文化を維持・継承するために、グリーントラストなど、市民参加による用地確保なども進めながら、里山体験、自然体験の学習の場として、（仮称）里山公園「塚本村」を整備し、運営していきます。

##### < 事業の実施方法 >

- ・ 村長（計画責任者）を中心とし、専門家や地権者を交えた組織をつくり、地域住民との連携を図りながら、国・県・市とともに整備計画を作成します。
- ・ 運営は周辺住民とボランティアグループ（新たに募集）とが当たります。
- ・ 広報誌の発行、ホームページの開設等により PR を行い、利用を促進します。

##### < 事業の内容 >

里山としての自然環境、伝統・文化の維持・継承

- ・ 農地の買い上げ（又は借り上げ）により、里山として整備します。
- ・ 薬師堂の整備、古民家（農家）の移築により、農家の宿泊体験の条件を整備します。
- ・ 農業体験や里山体験ができる施設・設備を整備します。

農地の維持、農業体験のため、地元経験者を中心としたシルバーパワーに協力を得ます。

農作物は無農薬（減農薬）で栽培し、収穫物を販売して独立採算をめざします。

田植え、草取り、収穫等の体験を企画し、実施します。

年間を通して、わら細工、そばうち、昔話体験等企画し、実施します。

- ・ 秋には収穫祭を大規模に開催し、仮称「塚本村」の秋祭りとし（桜区の秋祭りとできればさらによいと考える）。
- ・ 地元物産、農産物の直売施設（「道の駅」のような施設）を設置し、休祭日にオープンします。

旧河川を生かしたビオトープの整備と千貫樋水郷公園との連携

- ・ 旧鴨川（自動車学校裏）の両側の木道整備、湿地の復活などにより、ビオトープを整備し、メダカ、ホタルを復活するとともに、絶滅危惧種を積極的に保護します。
- ・ 市民の参加を募りながら、枝打ちや下草刈りと堆肥づくり、竹炭づくり等の再資源化の活動、探鳥会や動植物の観察会等を計画的に実施します。

羽根倉河岸の復活

- ・ かつて荒川水運の拠点として賑わいをみせた羽根倉河岸を再整備し、休・祭日等に対岸までの渡しを復活します。
- ・ アクセスのための道路や駐車場を整備します（地区内は緊急・管理用車両以外は立ち入り禁止とします）。

#### 提案 4 - 3 C アクセス道路の整備と案内標識の設置

荒川の河川敷は、首都圏の貴重な緑地空間であり、市外・県外からも多様な人々を迎え入れることができます。このことは、桜区に賑わいを生むことにも通じるものです。しかし、現状では、

- ・公園に通じる道路が限られているうえに、案内標識が殆どなく、地域を知らない人にはとても分かりにくい
- ・車による来訪者が大部分であり、公園内の駐車場が不足するため、公園内の道路が駐車場と化し、危険である

などの問題があります。

このため、公園をはじめ、荒川緑地空間に至る多様なアクセス道路の整備充実と案内標識の設置を提案します。

- ・自動車によるアクセスのための道路の整備
- ・駐車場の整備（自然環境に配慮し非舗装とします）
- ・自転車道の整備
- ・バスの運行（水上バスの運行も考えられます）
- ・多様な公園・緑地や活動の場（4つのゾーン）を結ぶ歩行者用の道路の整備
- ・分かりやすく、美しいサインや案内板の設置（特に、西浦和駅における案内板の設置（21頁参照）や公園へ誘導する進入路のサイン）

#### 提案 4 - 3 D 全国へのアピール

荒川緑地空間を全国にアピールしていくためには、多くの人が集う機会を創ることが必要です。このような観点から、次のように四季折々のイベントの開催を提案します。

- ・春：お花見大会
- ・夏：花火大会
- ・秋：大芋煮会

特に、秋の大芋煮会については、西区・桜区・南区の3区共通の区民会議主催による区民まつりとして、会場を分散して開催すれば、情報発信力も高まり、アピール性も大きくなると考えます。また、このイベントに彩を添えるようにモミジ等の紅葉樹を植栽しておくことも必要です。

#### 提案 4 - 3 E 関連する施策との連携

荒川緑地空間の整備に当たり、桜を植樹していくこと、記念植樹を活用することを提案します。

##### 桜の植樹

- ・公共施設等における桜の植樹については、平成 15 年度桜区区民会議活動報告書においても提案を行いました。この考え方をさらに充実し、施設という「点」だけでなく、並木という「線」、さらに「面」へと桜を広げていくことを提案します。
- ・現在、桜並木は、鴻沼川・鴨川堤桜通り・千貫樋水郷公園・荒川総合運動公園通りにあります。この間の荒川の土手と彩湖公園及び秋ヶ瀬公園拡張地区（桜区役所南側）に桜を植樹することを提案します。異なる種類の桜を植えることによって、長期間楽しむという工夫も必要です。

##### 記念植樹の活用

- ・さいたま市では婚姻、出生時に記念樹をプレゼントしていますが、植樹する場所のない市民も多いのが実際です。このため、公園内に植樹の区画を設けることが考えられます。
- ・このことにより、植樹予算の削減が可能になるとともに、公園を身近に感じる市民が増えるという効果も期待できます。

#### 4.4 取り組み方法

自然や歴史空間の保全・活用には、何よりも、市民に愛される空間づくりが必要です。また、さまざまな機会を通して、自然や歴史にふれ、学んでいくことが、このような空間を維持し、次代に伝えていくことにつながります。このためには、計画づくりの段階から市民が参加していくことが鍵となります。また、桜区内の小中学生にも参加してもらえるような次世代への文化の継承も必要です。

また、荒川の河川敷をはじめ、地域に関わる行政主体は、国・県・市にまたがっています。実効性ある計画づくり、一体的なバランスの取れた整備には、これらの主体の連携が必要です。

このため、取り組み方法の基本として、次を提案します。

提案4-4A 市民の参加

提案4-4B 国・県・市の連携

##### 提案4-4A 市民の参加

緑や公園は、整備以上に維持管理が難しく重要であり、行政だけでなく、市民の活躍が求められ、ボランティア活動の活性化が必要です。

このためには、市民参加のもとに計画づくりや事業化に向けた検討を進め、その後の維持管理につないでいくとともに、行政とも連携を図りながら、区民会議が積極的な役割を担い、コミュニティ会議をはじめとするボランティア活動の拡大を図ることが期待されます。

このようなボランティアの活動資金として、公園内における売店営業を許可することも考えられます。

なお、地域住民に愛され、地域住民が自ら維持管理を担い、積極的に活用していけるよう、身近な公園緑地の整備などについても、計画づくりに段階から積極的に市民参加の機会を設けることを提案します。

##### 提案4-4B 国・県・市の連携

荒川河川敷には国・県・市の施設等があります。このため、河川敷を一体として捉えた整備・保全と活用のためには、国・県・市の連携が必要不可欠です。

地元自治体として、さいたま市が積極的に連携を進めていくことを期待します。

## 5 . ごみゼロ運動によるきれいなまちづくり

ごみのないきれいなまちづくりに向けて、区民会議では、桜区民クリーン活動を呼びかけ、桜区自治会連合会の賛同を得て実施されました。

このような活動は、継続して実施し、多くの区民が参加して地域ぐるみで取り組むことに意義があります。そこで、区民会議が中心となり、特に、回収したごみの収集について行政の協力を得ながら、自治会と連携して、このような活動を継続することを提案します。

### 提案5 - 1 桜区民クリーン活動の継続的な実施

#### 提案5 - 1 桜区民クリーン活動の継続的な実施

ごみのないきれいなまちづくりは区民一人ひとりが積極的に取り組んでいく必要があります。そのような環境美化活動の一つとして、従来から自治会を中心とする年1回の清掃活動が区をあげて進められてきました。

このような活動をさらに活発にしていくために、区民会議では、桜区民クリーン活動を呼びかけ、桜区自治会連合会の賛同を得て埼玉国民体育大会を目前とする10月16日(土)に実施されました。

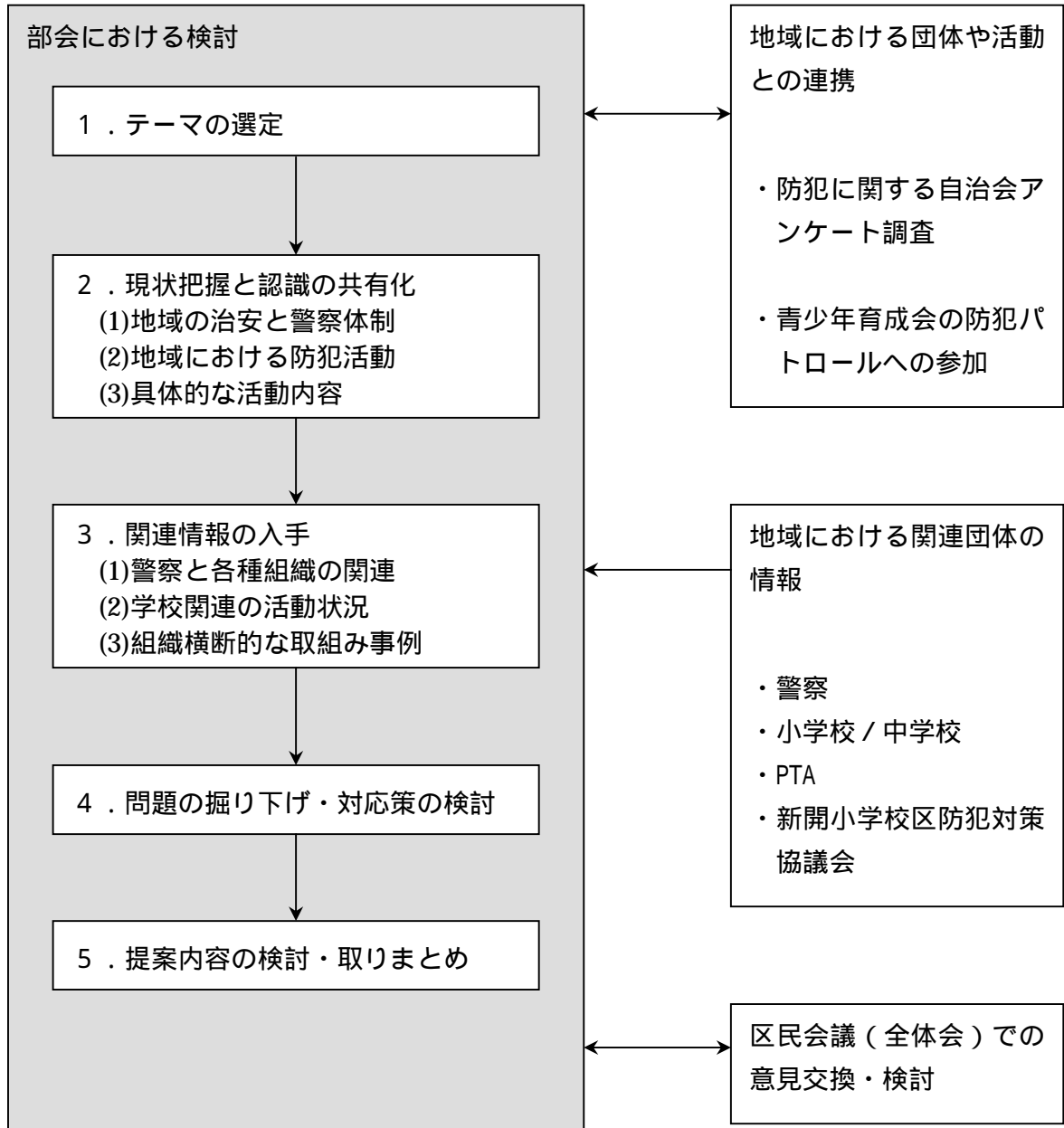
このような環境美化の活動は、多くの区民が参加し、地域がまとまって取り組むことが重要であり、継続的に実施していくことが必要です。既に、毎月実施して地域住民に定着している自治会もあり、今後、このような地域を拡大していくことが求められます。

また、現在は、回収したごみの収集が翌々日になる場合があり、回収したゴミの集積場所に、ごみゼロ運動とは関係のない粗大ゴミ等が捨てられてしまうのが実態です。ごみの収集は行政に頼らざるをえないため、この面では行政の支援が必要です。

このため、区民会議としては、自治会など各種団体の事業予定との調整が容易に行えるよう、年度当初に予定を立て、ごみ袋の提供、ごみの収集などについては、区の協力を得ながら、自治会の皆さんなどとともに毎年、実施していくことを提案します。

### 3. 生き生きまちづくり部会からの提案

#### < 提案検討の経過 >



## 1. テーマ選定の経緯

防犯・防災、青少年健全育成、福祉活動など、まちづくりのソフト面を担当する「生き生きまちづくり部会」では、桜区を誰もが安心して暮らせるまちにしたいと考え、活動のテーマを検討しました。

区民一人ひとりとはどんなことを願っているのか。通学の登下校、放課後を安全・安心に過ごしたい子どもたちとその親、住み慣れたまちの中でずっと暮らしたいと考える高齢者や障害者とその家族、文化や習慣の違いから不安な気持ちを抱きながら地域に暮らす外国人など、多様化・複雑化の一言では片付けられない、多くのことが関連しあって、さまざまな問題が日常的に生じています。

このなかで、人と人のつながり（ネットワーク）は、どのようなテーマを取り上げても浮かび上がってくる、テーマ共通の重要な要素で、コミュニティづくりの要（カナメ）です。さらに、子ども中心とした安全の確保には、その親たちだけでなく、元気な高齢者の参加が必要で、まさに地域での人と人のつながりが重要なこと、また、多くの区民が関心を寄せることがらと考えました。

そうした思いのもとに、「防犯」を焦点として安全・安心なまちづくりに取り組むことを部会のテーマとして選びました。

このなかで、私たちの部会では、特に市民の目線から地域の課題を抽出し、当事者の視点で生活の現場からの提言をしていきたいと考えました。これまで閉じ込められていた、あるいは諦めざるを得なかったニーズも導き出していきたいと考え、「防犯」について具体的に検討していくこととしました。

## 2. これまでの活動と確認したこと（概要）

(1) 地域の治安および警察体制について：警察担当者からの説明（5/11 第2回全体会）

- ・ 県内では1年間に約18万件の犯罪（刑法犯）が発生（14世帯に1件の発生率）。
- ・ 特に街頭犯罪（自転車盗・オートバイ盗・自動販売機ねらい・ひったくりなど）が顕著。
- ・ また、錠剤型の合成麻薬なども広まりつつある。
- ・ 身近な犯罪が多く、警察から犯罪抑制にはコミュニティづくりが重要との話あり。

(2) 地域における防犯活動の状況について：自治会へのアンケート（6月 54/76自治会 = 回収率71.0%）（別添資料1参照）

- ・ 54自治会のうち、約6割の31自治会に防犯関連の部会がある。
- ・ 防犯活動としては、「交番便り」などの回覧、防犯灯設置の要請は半数以上の自

治会で実施。パトロール隊による巡回は 20 自治会が実施。

- ・ ただし、防犯部会のある自治会では約半数がパトロールを行っているのに対し、防犯部会のない場合は 2 割と少ない。
- ・ 防犯活動の問題点としては、「若いメンバーが集まらない(37%)」が最も多く、「人数が集まらない(30%)」「保険がきかない(22%)」「必要な道具がない(20%)」など。

アンケートで寄せられた“治安上不安な場所”のマップ化(別添資料 2 参照)

- ・ 主に、新大宮バイパス、鴻沼川、JR 埼京線高架下などが危険。

(3) 具体的な活動内容について：青少年育成会のパトロールへの参加(9/17 西堀地区)

- ・ 自治会との協力によるパトロールが必要(=育成会の守備範囲は広い)。
- ・ 住民パトロールだけでは不十分であり、より積極的な行政の関与が必要。
- ・ 男性(父親)の理解と参加が望まれる(=女性中心では危険)。
- ・ 公園に大木が繁り、暗い所が多い(=犯罪が起きやすい)。  
これは“まちづくり”の視点にも関連する。
- ・ 街灯の球切れが多く見られた(=自治会の体制によって目が届いていない可能性もある)。

(4) 各メンバーによる情報収集：

警察が関係する各種組織などの現況

生活安全課担当として・・・

- ・ 浦和西警察署管内では西堀・新開交番管内防犯協会(42 自治会) 栄和防犯協会(8 自治会)の 2 防犯協会がある。
- ・ 県警レベルで県防犯協会連合会、浦和警察署に対しさいたま市防犯協会、原則として各交番単位で地域防犯協会という体系。
- ・ 防犯協会の予算は各自治会から拠出(1 世帯当たり 70 円)と行政からの助成金(活動ベースの支援費)。さいたま市防犯協会としては市から人口 1 人当たり 11.4 円。
- ・ 防犯協会の主な活動は、防犯大会(年 1 回) 自治会単位でのパトロール支援、キャンペーン(買い物かごネットの配布、イベントへの参加等) “見せる防犯”(ジャンパー、腕章、のぼり等の配布)など。
- ・ 防犯協会のほか、各自治会に地域防犯推進委員の選任を依頼しており(150 世帯に 1 人の割合) 浦和西警察署管内では 425 人(14 自治会：桜区 12、中央区 2 には委員不在)。



#### 地域課担当として・・・

- ・ 1 交番当たり 10 名（自治会役員、飲食店店主等）に委嘱する交番連絡協議会があり（管内 7 交番で約 60 名？）交番ごとの情報交換や交番便りの配布などを実施。
- ・ 旧防犯連絡所を再編したパトロールステーション（PS）を 140 箇所に委嘱（交番連絡協議会、警察署協議会<sup>1</sup>などの関係者の自宅を拠点として）して、警察官が自転車などを置いて、周辺の情報収集を行うとともに、110 番へ通報するシステムとしても機能（空き巣被害者や独り暮らし老人には巡回時間や連絡を書いたパトロールカードも投函）。
- ・ PS のほか、宅配会社、タクシー会社、郵便局にサポーターとして協力も要請（各 60 名、687 名、121 名が登録）。
- ・ 上記のほか、平成 16 年度までは警備会社に委託し、2 名×4 班（8 名）の街頭パトロール隊もあった。
- ・ なお、空き交番対策として、交番連絡相談員（警官 OB）も増やしたいとの意向あり（現在は、管内 7 交番に対し 3 名のみ）。

#### 交通課担当として・・・

- ・ さいたま市交通安全課が委嘱する市交通指導員への指導教育を行う(財)埼玉県交通安全協会浦和西支所がある。市交通指導員は学校単位で配置し、通学時の立ち回りなどを行う（ユニホームあり、教育も徹底）。資料やチラシ、自転車用反射鏡などの配布、看板などの作成を実施。

#### 学校や PTA による取組みの現況（別添資料 3 参照）

- ・ PTA は、基本的に全小学校で毎朝、通学路に立って児童の安全確保などを行っており、特に、ここ数年積極的に活動を始めた。例えば、土合小では、全保護者が班分けをして、2 人 1 組で腕章をつけて毎日パトロールしている。ただし、パトロールについては、各校 PTA による活動はまちまちであり、育成会が中心になっていることがうかがわれる。
- ・ 小学校では、自転車につける“パトロール中”のプレートの配布や保護者用名札の着用（学校訪問時）、全児童へのホイッスル配布なども進んでいる。
- ・ また、ほぼ全部の小学校において、警察の協力により、年 1 回程度、職員対象の防犯研修と児童対象の防犯教室が行われている。
- ・ 小学校に比較すると、中学校での取り組みはやや少ないが、育成会によるパトロールのほか、緊急時には生徒に連絡し、注意を促している。

<sup>1</sup> 警察署協議会とは：警察署長が管轄区域内の地域安全や警察署の業務運営について、住民の声を代表する委員から意見や要望を聴き、よりよい警察署の運営を検討する機関。平成 13 年 6 月から全国で設置。委嘱は県公安委員会。

- ・ なお、育成会は PTA のようにメンバーが替わっていく組織ではないため、活動する人が固定化する問題がある。PTA でも、積極的に取り組んでいる学校では意識の変化が見られるが、基本的に親の意識・関心に温度差があることも課題である。

#### 組織横断的な取組み事例（新開地区）

- ・ 平成 16 年 6 月に、新開小学校を中心として、PTA や複数の自治会などが一つになり、新開小学校区防犯対策協議会を組織。夏季や日常の地域パトロール、児童への声かけ・あいさつ運動、校内防犯研修会などを実施。連絡網も作成。
- ・ 協議会の構成メンバーは PTA 役員や自治会長などだが、実質的な担当者は 12 構成団体から 3 名ずつ推薦してもらい、36 名で活動準備中。
- ・ ただし、活動時間帯の問題から、現在は実質的に活動できる人は少ない。高齢者等を活用していきたい。
- ・ 現時点では、学校からの予算で運営しており、自治会などからの助成はない。
- ・ 児童・生徒の安全確保が問題意識の出発点であり、現在の目的はそれだが、地域の異なる組織で横断的に構成しているため、情報の共有が可能（将来は地域全体の安全のための活動に拡充・発展していくことも考えられる）。

## < 提案の内容 >

治安悪化の原因の一つには、地域住民同士の連携の弱体化があります。そのため自治会を中心に地域の各団体等が連携して連帯感を育成し、区民に「自分たちのまちの安全・安心は警察に任せるだけでなく、自分たちも加わって守る」という意識を醸成していくことが大切です。さらに、これまでの警察、行政、住民それぞれが行ってきた防犯、交通安全等の活動をより深化させるとともに、関連する組織間の連携を積極的に図り、地域で総合的な安全・安心のための組織や体制を確立する必要があると考えます。そして、地域住民全体で「自主防犯」に取り組むのだという意識を持ち活動していくことが、犯罪を抑制できる強いまちをつくっていくことになると思います。

なお、以下の提案については、時間的制約から当初予定していた各関係団体との意見交換を行うことができなかつたため、当部会独自の情報収集と検討によるものです。できるだけ早い時期に関係諸団体等を集め、この提案も一つの材料としながら、地域の安全・安心について研究されることを望みます。

- 提案項目
- 1．防犯関連の活動を行っている組織間の連携
  - 2．自主的な活動の運営基盤の確立（行政からの支援等）
  - 3．無関心層の意識の喚起と誰でも取り組める身近な“草の根運動”

### 1．防犯関連の活動を行っている組織間の連携

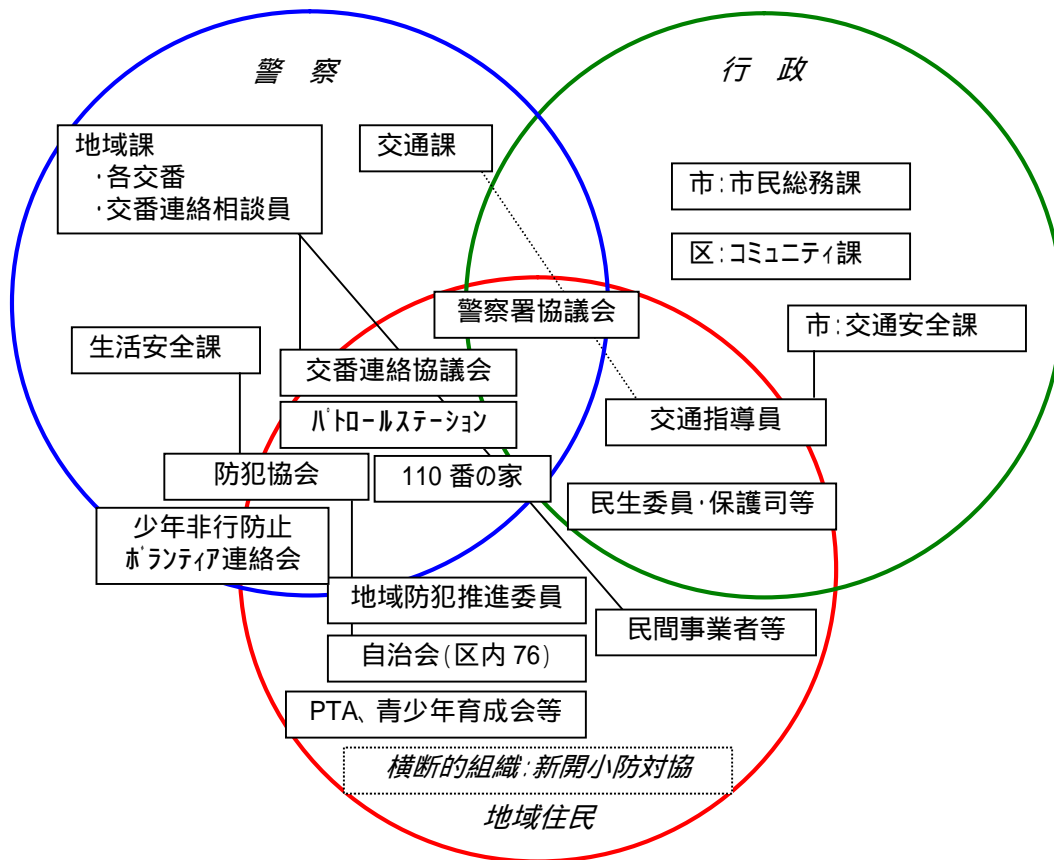
さまざまな組織が目的別に活動を行っていますが、地域の安全という視点からは相互の関連は強く、活動自体も似ているのに、情報が共有されていないため、無駄が多いのではないのでしょうか。活動できる人や時間、使える予算などには限りがあります。

また、それぞれが十分に機能しているかどうかは別として、治安という性質から警察と地域の関係はいろいろありますが、防犯に関する行政と地域の関わりはあまりありません。犯罪が身近になり、住民レベルの治安への関心は非常に高まっており、コミュニティの形成などにも関係の深い行政も積極的に関わるべきではないのでしょうか。県内でも防犯が深刻な課題になっている戸田市では、行政の積極的な活動などにより、犯罪件数が減少しています。

このような課題認識に基づいて、以下について提案します。

- 提案 1 - 1 連絡・調整機関の確立  
提案 1 - 2 関係機関の連携

## 現状の概要整理



### 提案 1 - 1 連絡・調整機関の確立

地区防犯協会を主体とし、地域防犯推進委員、交番連絡協議会、パトロールステーション（PS）を区内防犯の総合連絡協議機関に位置づけ、区内の自治会、PTA、青少年育成会、公民館、事業所、NPO ほか関係機関などのネットワーク化を図り、情報の一元化、地域の人材発掘、団体相互の連携を進める。また、各団体、組織等が無理無駄なく活動できるよう調整するとともに、それぞれの活動の結果は関係者が共有し、次の活動に活用できるようにする。想定される具体的な役割は以下のとおり。

- ・ 地区防犯協会を総合窓口として、警察からの犯罪情報を集約し、地域への情報提供に努める。また、行政との連携により防犯連絡所や危険箇所のマップ、通報体制のマニュアルなどを作成するとともに、看板や掲示板等を通じて防犯活動の広報を積極的に行い、区民の防犯意識の向上を図る。
- ・ 区内の防犯、交通安全活動に賛同し協力する区民、団体、会社等を募集し、ボランティアとして登録し防犯パトロール等を実施する。ボランティアは外出時等には標示をつけ、不審者や異常を発見した場合には即時、警察ほか関係機関に通報できる体制をつくる。このための事務局は区に置き、区も車両に青色回転灯を設置しパトロールに加わるなど、積極的な参加を得

る。

(登録対象は、各種団体、事業所、児童・生徒の保護者、郵便配達員や銀行外交員、宅配便セールスドライバー、新聞等の配達員、犬の散歩をする個人、元気な高齢者、退職した警察関係者 等々)

全自治会で防犯部(仮称)の設置を進め、地区防犯協会には自治会長以外の人材の参加も促進し、実際の活動のキーマンとする。なお、自治会等を中心に、PTAや社協、民生委員・児童委員などとも連携しながら、弱者や独居高齢者等を見守るための連絡・確認ができるようにすることも地域の防犯に役立つ。

地域防犯推進委員は、各自治会の防犯部メンバーとして、所属自治会の防犯活動の推進役を担えるようにする。

### 提案 1 - 2 関係機関の連携

警察は、地域側の防犯組織体制に応じて、犯罪に関連する情報を積極的に提供するとともに、専門的見地からその活動に対して助言を行う。

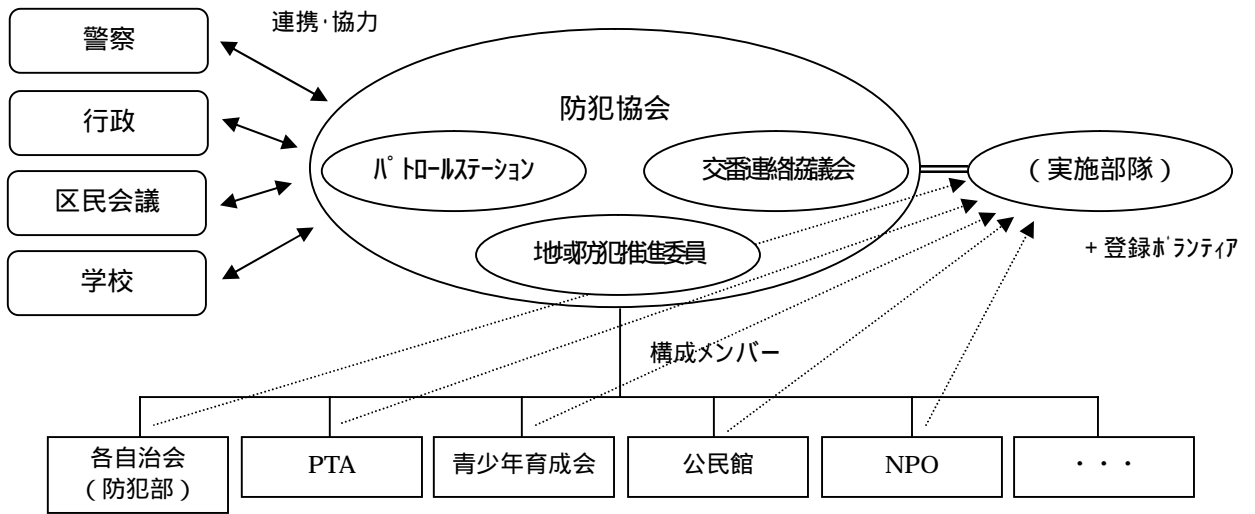
行政は、防犯灯の整備等、防犯環境の整備を進めるとともに、防犯に関わる窓口を明確にし、必要に応じて各担当部署に適切に仲介できるよう体制を確立して、各種団体による自主的な防犯活動を積極的に支援する。防犯担当部署を一本化することも一案である。

なお、警察と行政は地域の防犯組織と定期的に意見交換・情報共有の機会を設ける。

区民会議は、総合的な安全・安心のまちづくりのため、各団体、各組織間の連携、理解を深めるための連携、調整にあたる。また、安全・安心のまちづくりに関するシンポジウム等を開催し、区民の意見集約を図って、実現のための方策を検討するとともに、各種組織による防犯活動の区民への広報に協力する。児童・生徒の安全は、「新開小学校区防犯対策協議会」の取組みを参考にしながら、各学校を中心に発足準備中の警備ボランティアの登録制度を活用し、地域全体で守る体制をつくる。

- ・ 学校内、登下校時の安全を守るために地域の元気な高齢者等を活用する。
- ・ 地域の区民も連携、協力して防犯、防災訓練等を学校を中心にして実施する。
- ・ 警察の犯罪情報等を登録者にメールで配信する。
- ・ 児童生徒の居場所がわかる対策を取り入れる(例:GPS 機能付きの携帯電話や首かけ式の発信機等の整備)
- ・ 児童生徒に防犯ブザー等を常時携帯させる。
- ・ 児童生徒が犯罪や事故に巻き込まれないよう安全教育を徹底し意識を持たせる(例:講演会、講習会等の開催、防犯、交通安全等ポスター、作文等の募集)

< 地域防犯体制のイメージ図 >



## 2. 自主的な活動の運営基盤の確立（行政からの支援等）

防犯活動に参加する住民は一般的にボランティア（無償）ですが、その活動にはさまざまな資機材などが必要です。地域が防犯活動に取り組みやすいよう、また、地域全体で防犯に取り組んでいる姿勢を内外に示すため、一般的に必要な資機材については、統一的な基準をつくり、一定のルールのもとに行政が支給あるいは助成する仕組みが必要ではないでしょうか。

また、防犯及び安全に関する活動を行う上で、そうした資機材以外にも資金が必要となる要素が考えられます。行政による地域活動への支援の制度はさまざまなものがあり、こうした情報を整理し、多様な側面から活動の運営に柔軟に対応できる体制を整えることが必要と考えられます。

このような課題認識に基づいて、以下について提案します。

提案 2 - 1 必要な資機材等の支援に関わる基準の設定

提案 2 - 2 行政による柔軟な支援

提案 2 - 3 受益者負担の検討

### 現状の概要整理

- ・ さいたま市では、防犯協会としての活動であればジャンパーや腕章などが配布されており、他区では協会としてではなくても、一定の基準を満たせば、パトロール時に着用する帽子やベストなどが支給されている例もある。アンケートでも、資機材の支援に対する要望は多い。
- ・ 学校では、教育委員会を通じて“パトロール中”の自転車用プレートや学校訪問時用の保護者名札、児童用のホイッスルなど、安全確保のための資機材整備が進んでいる（市内の各小学校に撃退用“サスマタ”の配備も要望中である）。また、浦和区では、学校（PTA？）を中心に、110番の家や信号などが記載されている「ヒヤリ・ハットマップ」を作成している。
- ・ 旧浦和商工会議所では防犯グッズを作成したことがある。また、さいたま市内には“パトロール中”の自動車用プレートやステッカーを製作・販売している業者がある。

### 提案 2 - 1 必要な資機材等の支援に関わる基準の設定

多様な組織が防犯活動に必要な資機材等について行政に支援を求める際、速やかに手続きが行えるよう、わかりやすい一定の仕組みがあることが望ましい。また、必要な資機材を支給する際には、その種類等も統一されていると使いやすく、かつ、外に対してまち全体で取り組んでいることを知らしめる効果もある。

資機材について、一般的なものを以下に例示するが、自治会等の地域組織の意

見交換を通じて、全国的な事例や実際に使った効果なども確認しながら、桜区にとって本当に必要な基準を決めることが望ましい。

防犯パトロール用資機材（例）

- ・ パトロール用上着（ジャケットまたはベスト）
- ・ 帽子
- ・ 誘導電灯
- ・ 腕章 等

防犯グッズ（例）

- ・ 防犯ブザー（学校関連）
- ・ GPS（学校関連） 新しい機器の検討も進めるべき。
- ・ 撃退用サスマタ（学校関連）
- ・ 催涙スプレー（学校関連）
- ・ 防犯活動中プレート・ステッカー（自転車、自動車等）
- ・ 防犯ネット（自転車カゴ等） 等

なお、防犯協会は、警察から提供を受ける啓蒙用グッズなどを配っているが、同じものを配布するのでも、祭りなどの時だけでなく、夕方にスーパー前などで行えば効果は高いと考えられる。また、防犯活動中プレートやステッカーについては、常時付けたままでは効果が薄れるとともに、違法駐輪・違法駐車などマナーも問題視されることがある。このように、こうしたグッズなどを有効活用するためにも、さまざまな組織との意見交換や協力が必要である。

## 提案 2 - 2 行政による柔軟な支援

行政による資金的な支援には、自治会に対する運営費補助、コミュニティ会議に対する事業費補助など、さまざまな制度があり、地域住民は、どのような場合にどの制度が活用できるのかがよくわからない。行政側で情報を整理・提供するとともに、各組織の間でも横の連携があれば、そうした貴重な制度をより有効に活かすことができると考える。防犯に特化した補助制度を創設することも一案である。

特に、地域組織の活動では、実際のパトロールだけではなく、以下のような経費の発生が考えられる。できるだけ柔軟に活用できる支援制度があることが望ましい。

資料購入・冊子作成（例）

- ・ 防犯に関する書物、ビデオテープ等の購入
- ・ パンフレット等の印刷・製本 等

使用料・賃貸料支払い（例）

- ・ 防犯活動を行う上での施設及び物品の使用料・賃貸料 等



保険（例）

- ・ 活動に伴う傷害・損害保険 等

この他に、防犯パトロールカーの購入を検討している自治会もある。

なお、新開の小学校区防犯対策協議会のような横断的な組織を他地区でも立ち上げる場合、「コミュニティ会議」として登録し、その事業予算の助成も受けることを提案したい。

### 提案 2 - 3 受益者負担の検討

防犯や交通安全対策が有効に行われ、犯罪や事故等が減少すれば、対策に要した費用は犯罪や事故等が減少した分でまかなえる。そう考えれば、地域の安全・安心に充てるための費用について、募金等による受益者負担を検討することも一考の価値があるのではないか。

- ・ 地区の祭りや集会等で募金活動を行い、地域の防犯、交通安全等の活動に要する費用の一部をまかなうとともに、人々の意識を喚起する。（例：住民に身近な専門家としての警官 OB の雇用 等）
- ・ 年度末に活動報告と決算報告を行い、募金の使途等を区民に報告する。

### 3. 無関心層の意識の喚起と誰でも取り組める身近な“草の根運動”

防犯の基本は、犯罪が起きにくい(犯罪者を寄せ付けない)環境をつくることであり、そのためには、地域住民が顔見知りになること(=外部からの侵入者に注意がはたらく)や地域をきれいな整然とした環境に整えること(=「割れ窓理論」<sup>1)</sup>)が重要だと認識します。

また、近年、住民の関心が最も高いと考えられる防犯・安全活動は参加が得やすく、その活動を通じて住民の“自分のまち”という意識が生まれ、一緒に活動することで地域の連帯感も生まれます。その意識が防災、福祉や教育等の活動にもつながり、真に安全・安心な明るいまちをつくることになるものと考えます。

このような課題認識に基づいて、以下について提案します。

提案3-1 犯罪の起きにくい環境づくり

提案3-2 一人ひとりの意識づくり

提案3-3 みんながふれあうコミュニティづくり

#### 現状の概要整理

- ・ アンケートによると、すでにパトロールなどを実施している自治会では「若いメンバーが集まらない」ことが課題になっており、防犯関連の活動にまだあまり取り組めていない自治会では「人数が集まらない」ことが課題になっている。
- ・ 育成会の活動などでは、参加者が固定化する傾向があり、特に活動時間帯などの問題から男性(父親)の理解と協力が不足している。

#### 提案3-1 犯罪の起きにくい環境づくり

区内全域、特に駅周辺や駐車場、遊技場周辺の環境を整備し、その浄化等に努め、犯罪の温床にならないようにする。

- ・ ごみのないきれいなまちづくりのため、定期的に清掃活動を実施し、区内の環境美化に継続して取り組んでいく。(例:桜区民クリーン活動 等)
- ・ 特定の場所は地域の自治会やコミュニティ会議等の協力を得て、環境の整備や美化に主体的に取り組んでもらう。(例:桜田クリーン推進クラブ、西浦和駅周辺の街を住み良くする会 等)
- ・ 行政は、防犯灯の整備拡充、公園の生垣の低木化などの見直し改善、無灯火自転車・違法駐輪の撲滅、歩行者・自転車が安心して乗れる生活道路の

<sup>1</sup> 建物の窓ガラスを割れたまま放置すると、外部から、その建物が管理されていないと認識され、割られる窓が増えていき、建物全体やさらには地域全体の荒廃につながるという理論。その逆に、落書きの清掃などの身近な環境改善や違法駐車などの軽犯罪の取締りの徹底が犯罪全体の発生を抑制するとされる。

質の向上など、防犯環境の整備に努める。

### 提案3 - 2 一人ひとりの意識づくり

犯罪が複雑化・多様化し、警察だけでは対応が困難になっている。住民一人ひとりが自主防犯意識を持って、警察機能などを補完しなければ自分の暮らしを安全に保つことはできない。

- ・ 定期的に警察や関係団体等による講演会や説明会、防犯点検等を区民対象に開催し、区民が地域の情報を共有できる体制をつくり、防犯等に対する意識と心構えを持たせる。(例：振り込め詐欺、インターネット関連犯罪、住宅の防犯対策等の具体的な話題を積極的に取り入れる)
- ・ できるだけあいさつをしようと働きかける、登・下校時間に合わせて買い物や散歩、植木の水やりなどを行う、など、日常生活の中で誰でもできる簡単な取組みを推奨する。
- ・ 犬の散歩時に腕章などを付けるワンワンパトロール、同様に腕章を付けてのウォーキング、防犯活動中と書いたマグネットを自家用車や業務用車に付ける、など、日常の活動を防犯の視点から連携化・集団化する。
- ・ 自治会の防犯活動は役員が主体になっているが、若い世代の組員も1年に1回だけでも地域を回れば、認識も深まる。役員の負荷を軽減するだけでなく、地域の中の知らない部分も沢山発見できる。

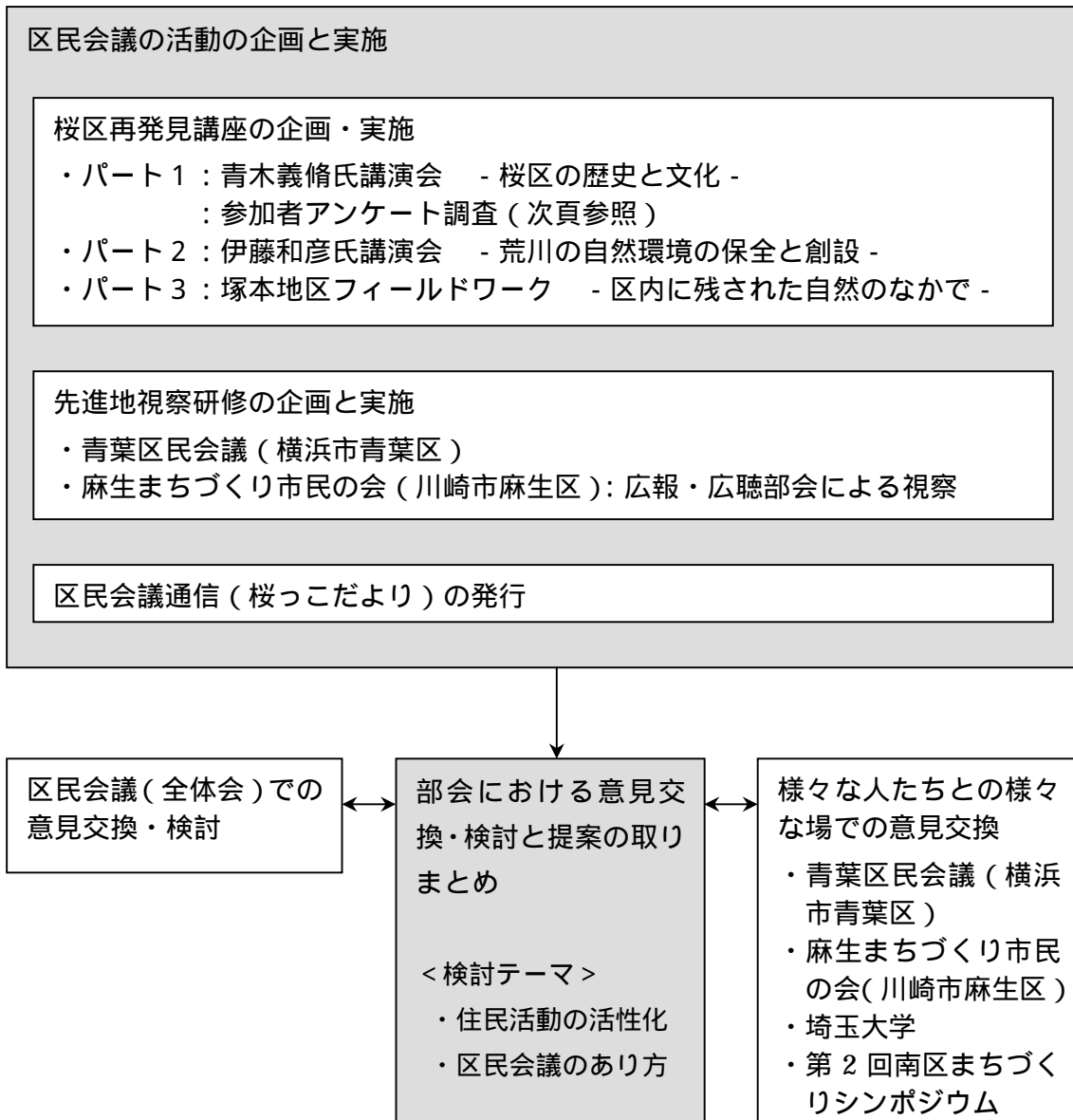
### 提案3 - 3 みんながふれあうコミュニティづくり

定住志向のない住民や若い世代は地域に無関心になりがち、あるいは関わり合うことに消極的である。しかし、誰もが安全で安心な生活を望んでいるはずであり、それを実現するためには、すべての人が努力する責任がある。その一人ひとりの負担を少しでも軽くし、また、効果を高めるためにも地域コミュニティとして取り組むことが必要である。何より、関わり合うことは楽しいことである。

- ・ 区内の行事をさまざまなメディアを通じて積極的にPRし、住民同士がふれ合う機会を多くつくる。(例：区民ふれあいまつり、コミュニティまつり 等)
- ・ 各団体、組織の間の連携を深めて、情報を交換し合い、活動に参加したくてもどうして良いのかわからないという人たちの仲立ちをするなど、それぞれの活動の活性化を支援し合う。
- ・ 60歳以上の住民の何か手伝いたいという意識を大切にし、脱サラ人材バンクなどによる地域活動を促進するとともに、埼玉大学など、地域に関心を持つ学生などの地域のあらゆる人材と連携する。

## 4 . 広報・広聴部会からの提案

### < 提案検討の経過 >



<桜区再発見講座・パート1・参加者アンケート調査結果>

問1 講演会はどうでしたか？

	とても良かった	良かった	まあまあ	ものたりない	その他	無回答	合計
回答数	15	14	5	0	1	1	36
%	41.7	38.9	13.9	0.0	2.8	2.8	100.0

<感想>

- ・時間不足
- ・時間的にせわしくなく、ちょっと分かりにくかった。2回程度に分けた講座であれば・・・
- ・とても深い歴史があったのが驚きでした。楽しく興味深く拝聴しました。
- ・桜区の地形や歴史について良く理解できた。
- ・大久保地区が昔から栄えていたのにビックリしました。資料もいっぱいあって参考になりました。
- ・大久保地区の歴史でよかった。
- ・青木さんが良かった。
- ・2000年分も語ってくれて、よく分かった。
- ・桜区の成り立ちが良く分かり、とてもためになりました。
- ・古荒川の流路の説明には目からウロコ。入間川と荒川の呼び名が？
- ・桜区の再発見が出来ました。
- ・地域に密着した内容は、とても理解しやすい。
- ・いつもの事ながら素晴らしい講義をありがとうございました。先の鴨川流域を歩いての見聞とあわせて大変面白かったです。
- ・後半部分の話をもう少し聞きたかった。
- ・大ケヤキから大久保団地の方に川が流れていることを知りました。
- ・丸瓦が本瓦であることを初めて知る。大久保がこんなに古くから文化があったことに驚き。
- ・背景にある歴史、名所、遺跡、知識が深まった。
- ・弥生時代から稲作が行われていたということに深く感動しました。稲作が行われていたということは、経済的にも恵まれていたのではないかと。そして文化的にも。
- ・時間が短かったので無理があった。
- ・大変おもしろかった。地形から見た人間の歴史は興味を持てた。地域の歴史の古さも知りました。
- ・良かった。
- ・大変おもしろかった。今後も引き続き話を聞かせて下さい。

問2 今後の講演会のテーマは？ (いくつでも)

	歴史・文化	自然	福祉	教育・子育て	交通	防犯	その他
回答数	25	19	6	8	5	11	2
%	69.4	52.8	16.7	22.2	13.9	30.6	5.6

<アイデアや希望>

- ・順番にやれば良い
- ・桜区再発見散策

- ・桜区で何かまちづくり活動をしている市民の方のお話を伺いたいです。
- ・高齢者の体力作りを実施してもらいたい。
- ・安全安心なまちづくり
- ・初等教育の考え方。指導方針の解説。桜区の交通体系の構想の解説。
- ・資料を展示する建物、場所を考えて資料館設立を。
- ・川と平野も勿論だが、森林も考えての街づくりを願っています。
- ・ゆっくりと時間をとって歴史、文化の勉強会をしてほしい。
- ・鴨川堤沿いの散歩道
- ・社寺、仏閣などの話

### 問3 まちづくりに関心は？

	ある	多少ある	ない・その他	無回答	合計
回答数	22	8	0	6	36
%	61.1	22.2	0.0	16.7	100.0

#### <まちづくりで大切なこと>

- ・区民全体の心がけと努力、そして協力が一番大切なことと考えています。
- ・住民が地域に愛着を持つような企画が望まれる。そのために各分野にわたっての勉強会のようなものを企画してほしい。
- ・一人ひとりが興味を持って歴史を考えるには、とつくづく考える一日でした。
- ・自然を大切にし、環境にやさしいまちづくり。
- ・公園、道路
- ・バスの本数を増やしてほしい。
- ・図書館が必要（北浦和みたいな）
- ・ショッピングモールをつかってほしい。
- ・図書館を増やす。
- ・バスの本数を増やしてほしい。
- ・ショッピングモールなど若い世代に対しても力を入れてほしい。
- ・地域間の交流を盛んにし、まとまりの良い区にしてほしい。
- ・公民館を中心にし、その地域に合ったまちづくりを考えた行事が大切だと思う。
- ・まちづくりの方向性（どんなまちにしたいか等）と協議内容（どんな事を話し合ったのか等）の公開が求められると思います。
- ・コミュニティバス路線の拡大。
- ・昔の様な交番の復活を。警官の各自訪問制度の復活を。
- ・史実に基づいて我々が自分を知り、過去を学んで自分のまちづくりに参加していきたい。
- ・予算の都合もありましょうが、自然を大切に進めてほしい。
- ・子供の教育。歴史的に見ても、子供の教育が重要だということがわかんと思います。
- ・自然と歴史を生かしたまちづくりを。荒川船交通を便利なものに。荒川沿いの農業地帯を無くしてほしい。マンション、密集住宅はもういりません。
- ・白楯地区に公民館をつかって下さい。
- ・信頼関係がほしいと思う。隣近所がもっと仲良くならなければ無理かもしれない。
- ・環境

## < 提案の内容 >

### 1. 桜区のまちづくりに向けた提案

#### 1.1 区民活動支援室の設置

桜区の魅力あるまちづくりを進めるために、区民の自主的な活動が果たす役割は大きく、そのような活動の活性化を進めていく必要があります。

このため、区内のボランティア団体やNPO、コミュニティ会議など、さまざまな活動を行っている市民をサポートするとともに、情報交換の場として利用できる常設のスペースとして、区民活動支援室の設置を提案します。

#### 提案 1 - 1 区民活動支援室の設置

#### 提案 1 - 1 区民活動支援室の設置

区民活動支援室は、新しい区役所内部に 1 室を確保して開設し、支援室の利用団体が運営に当たることを提案します。その基本的な内容は次のとおりです。

##### 設備内容

次のような設備について、行政が準備するよう提案します。

- ・テーブルと椅子：10 名程度の会議が可能なもの
- ・コピー機、簡易な印刷製本の機材
- ・掲示板
- ・レターケース：登録団体数に応じた数（30～40 程度）のトレーを持つレターケースで、区民活動の情報交換や PR の場として活用する。例えば、各団体が各種の案内チラシを備え、必要に応じて訪問者が自由にもらっていく、また、登録団体に対してチラシを配布する場合のポストとするなどの利用方法がある。

##### 管理運営

支援室を利用する団体はあらかじめ登録を行うものとし、登録団体によって構成する運営委員会を設置して、支援室の運営に当たるものとします。また、支援室の鍵や印刷・製本の機材や消耗品など、日常的な管理は、登録団体による持ち回りとし、

運営に要する経費は、利用団体が実費を負担するものとします。

なお、このような小規模な区民活動支援室については、川崎市麻生区に先進事例があり、具体化に向けて参考にできると思われます。

## 1.2 区民向け勉強会・講演会の企画・実施

魅力あるまちづくりのためには、先ず地域をよく知ることが必要であり、また、さまざまな課題に取り組んでいくには、他地域の事例を知ったり、専門家の話を聞くことも重要です。さらに、同じ桜区に住み、暮らす区民相互の意見交換も、互いを触発するのに有効です。

多くの区民に対して、このような学習や意見交換の機会を設けることは、区民会議の役割の一つであり、他団体との連携も図りながら、区民にも開かれた勉強会・講演会の企画・実施を提案します。

### 提案 1 - 2 区民向け勉強会・講演会の企画・実施

### 提案 1 - 2 区民向け勉強会・講演会の企画・実施

区民会議が中心となり、さまざまなテーマの勉強会や講演会を開催するものです。

平成 16 年度に開催した桜区再発見講座では歴史・自然をテーマとしましたが、今後は、この他に福祉、交通、防災、防犯などさまざまなテーマが考えられます。

また、勉強会・講演会の実施には、区民の参加が大きな課題となります。このためには、公民館（公民館運営協議会、公民館利用団体、公民館長会議）との交流・連携により、企画内容に関する連絡調整や企画の周知を図ることが考えられます。

## 1.3 埼玉大学との交流・連携の拡大

区民のさまざまな活動を活発にしていくために、埼玉大学の英知と若さと連携していくことは有効な方法です。

特に、大学が地域社会に目を向け始めている現在、区民会議が中心となって積極的なアプローチを行い、地域の現場に根ざした問題意識と専門家の意見交換の道を拓くよう、埼玉大学との交流・連携を拡大していくことを提案します。

### 提案 1 - 3 埼玉大学との交流・連携の拡大

### 提案 1 - 3 埼玉大学との交流・連携の拡大

埼玉大学との交流・連携としては、勉強会や講演会における講師の依頼のように、比較的容易で、単発的なものが考えられますが、このような個別のアプローチを契機として、大学とのネットワークづくりを進めることが一層重要です。



このような交流・連携のためには、まず、大学の眼が地元の桜区に向くよう、区民会議が積極的に働きかけ、埼玉大学に設置される地域連携室と協議しながら、できることから具体化していくこととします。

大学との交流・連携のなかで、地域住民や区民会議は専門家の知識やノウハウ、経験を得ることができます。これに加え、地域と大学の双方がメリットを得られる連携に向けて、コミュニティづくり、住民活動のキッカケづくりをはじめ、まちづくりを実践する現場での連携など、大学だけでは進めにくく、区民会議を中心とする地域住民と連携できるテーマを模索していくことが必要です。

このほか、地域の教育内容の向上に向けて、区内の幼稚園、小学校、中学校、高校が、先生の研修や教育現場からの問題提起など、埼玉大学と交流・連携していくことも考えられます。

#### 1.4 区民との意見交換の機会の確保

区民会議は、20人程度という限られた区民で構成されています。このなかで、桜区の魅力あるまちづくりを進めるためには、委員一人ひとりの発想や問題意識に基づいた積極的な活動が求められるとともに、地域全体で取り組める活動となるような配慮も必要です。

このため、区民が、桜区のまちづくりについてどのように考え、区民会議に何を期待しているのかを知りながら、活動していくことが重要です。さまざまな機会を捉えて、区民会議の活動内容を報告しながら、区民との意見交換を行う機会を設けることを提案します。

提案1-4A 区民との意見交換をするための催し物の開催

提案1-4B さまざまな機会を捉えた区民との意見交換

#### 提案1-4A 区民との意見交換をするための催し物の開催

区民との意見交換のために「区民のつどい」を開催するものです。

このような催し物には、企画立案や広報などの事前準備・当日の運営などに多大な労力が必要で、頻度高く開催することは困難ですが、多くの参加者を募り、十分な時間を確保して意見交換を行うことが可能です。

なお、さらに多くの区民の声を聞く方法として区民アンケート調査を実施することも考えられます。

## 提案 1 - 4 B さまざまな機会を捉えた区民との意見交換

区民との意見交換の頻度を高くするために、意見交換の機会を単独の催し物として企画するのではなく、区民会議が主体となるさまざまな事業のなかで、付随的に多少の時間を確保して意見交換を行うことは比較的容易に実施できます。

このような機会としては、区民ふれあいまつり、コミュニティまつり、勉強会・講演会（区民会議が主催するもの）などがあります。また、公民館と連携し、公民館における各種の催し物の機会を捉えることも考えられます。

しかし、このような意見交換の機会については、区民に対して周知を図り出席者を募るための広報活動は限られたものと想定されます。このため、テーマなどに応じて特に意見交換を行いたいと考える区民に対しては、個別に参加を呼びかけるなど、出席する区民を多くして実効性のある意見交換が行えるよう配慮することも求められます。

## 2. 区民会議の運営に向けた提案

### 2.1 広報活動の充実

区民に区民会議の存在を知ってもらい、活動に関心を持ってもらうことは、区民会議の企画する活動への参加者を増やすだけでなく、区民と行政の協働によるまちづくりを推進していくためにも重要です。

このため、さまざまな方法を通じて、区民会議の活動や区民会議からの提案など、情報発信を充実していくことを提案します。

提案 2 - 1 A 広報紙の発行

提案 2 - 1 B ホームページの作成

提案 2 - 1 C 掲示板（コミュニケーションボード）の設置

提案 2 - 1 D マスメディアへの情報提供

### 提案 2 - 1 A 広報紙の発行

本格的な広報紙の制作・発行は取材や原稿作成、紙面づくりなど、大きな労力を必要とします。しかし、広報紙は、自治会などを通じた配布や回覧、公共施設での掲示や配布などにより、誰でもが読むことができ、また、保存もできるというメリットがあります。このため、簡易な方法によって発行することを提案します。

掲載する内容としては次のようなものが考えられます。

区民会議の活動報告

区民会議の議論や検討の内容（読み物風にして連載することも考えられる）

- 区民会議からの提案（区民の意見や活動への参加を求める）
- 区民に関係のある地域情報（必ずしも区民会議と関係がなくてもよい）
- 区民から寄せられた意見や提案

#### 提案 2 - 1 B ホームページの作成

ホームページは、インターネットの利用が前提となるため、誰でも閲覧できるという訳ではありませんが、機動的な情報発信ができること、広報紙のような印刷経費が不要で安価なことなどのメリットがあります。

特に、桜区ホームページには区民会議のコーナーがあって、現在、その掲載内容は区役所によって作成、更新されていますが、このスペースを利用することが可能です。

これは行政の開設・運営するホームページであり、一定の制約は生じると考えられますが、区民会議からの様々な情報発信の場として活用することは可能であり、自らホームページを立ち上げ運営することに比べれば、技術・労力・費用などでメリットが大きいと思われれます。

このため、区役所の協力を得ながら、区民会議の活動報告やイベント案内などに積極的に活用することを提案します。

#### 提案 2 - 1 C 掲示板（コミュニケーションボード）の設置

区民会議が主体となる各種の催し物の案内など、区民会議の広報活動のための掲示板を設置するものです。この場合、自治会掲示板にも各種の案内が掲示されるため、住み分けのために、区民会議やコミュニティ会議、公民館などの催し物や区からの連絡など、桜区に関連する掲示板とします。

設置に当たっては、協賛する商店・会社や各種活動団体などの協力を求め、その壁面などに掲示板を設置することが考えられます。なお、掲示板は、行政が提供するよう提案します。

#### 提案 2 - 1 D マスメディアへの情報提供

新聞やテレビには、購読者（視聴者）の人数が多いというメリットがあります。このため、区民等を対象とするイベント開催時に、市役所の記者室を通じ、埼玉新聞等のマスメディアに情報を提供し、取材と記事の掲載を依頼することを提案します。

## 2.2 視察・研修の定期的な実施

市民が中心となったまちづくり活動は、全国各地において、それぞれが工夫しながら展開されています。区民会議が2年間という委員の任期のなかで、効果的に活動していくためには、このような他の事例から学び、視野を広げることは有効な方法です。

また、視察・研修には、通常の区役所などにおける活動とは異なる環境のなかで、委員相互がコミュニケーションを深められるというメリットもあります。

このため、2年間という委員の任期のもとで、その問題意識に基づいて活動を充実していけるよう、定期的に視察・研修を実施することを提案します。

### 提案2 - 2 視察・研修の定期的な実施

#### 提案2 - 2 視察・研修の定期的な実施

初年度・2年度のそれぞれの状況に応じて、区民会議の活動の助けとなるよう、少なくとも年1回の視察・研修を企画・実施することを提案します。特に、視察・研修の意義を高めるために、事前の準備と事後の意見交換を十分に行うことが重要です。

##### 初年度の視察・研修

- ・区民会議委員が、ある程度の活動を経験し、問題意識を持ったうえで視察・研修を行うことが有効であり、時期は10～11月頃が適当です。
- ・視察・研修は、事務局を含めて区民会議委員が自由に意見交換を行い、親睦を深める場とも位置づけ、その時間を確保するように行程に配慮が必要です。

##### 2年度の視察・研修

- ・視察・研修の成果を区民会議の活動に活かすため、早い時期（できれば夏前）に実施することが望ましいと考えます。
- ・視察・研修先は、区民会議の取り組みテーマに応じた選定が基本となります。場合によっては、部会ごとに視察・研修内容を企画し、視察・研修先を選定して、実施することも考えられます。

##### 視察・研修の意義を高めるための配慮

- ・視察・研修先は、それによって何を学ぶのかを明確にしながらい選定する必要があります。目的意識の明確化は、視察・研修の意義を高めることにつながります。
- ・また、視察・研修時の限られた時間を有効に活用するため、関連情報の収集、質問事項の整理など、十分な事前準備を行う必要があります。
- ・事後には、区民会議の場において意見交換を行い、「まとめ」を作成するなど、視察・研修の成果を委員の間で共有することが重要で、成果と活動の結びつきが期待されます。

- ・なお、このような視察・研修を効果的に進めていくためには、区民会議の活動について年間計画を作成することが求められます。

## 2.3 他区区民会議との交流

第1期の区民会議は、市内各区がそれぞれ独自に活動してきました。これには、1期目ということもあって、区民会議の足元を固めるよう内部の活動を重視したことに大きな要因があります。

しかし、桜区のまちづくりの課題を考えると、例えば、ごみの減量化や高齢者の福祉など、各区に共通するものが多くあることが分かります。このため、他区区民会議と交流し、情報交流や意見交換を行うことによって、各区の共通課題に効率的・効果的に取り組むことを提案します。

### 提案2-3 他区区民会議との交流

### 提案2-3 他区区民会議との交流

他区の区民会議との交流は、市内9区の区民会議の全体交流、特定の行政区の区民会議との交流など、交流の目的に応じたさまざまな形態が考えられます。

<交流の目的と形態の例>

- ・区民会議のあり方や運営方法の検討      9区の全体交流
- ・荒川の自然の保全と活用の検討・実施      西区・南区・桜区の交流
- ・ごみ減量化の検討      ごみ減量化をテーマとして取り上げている区との交流

## 2.4 区民会議の拡大・充実

区民会議の委員の人数は20名程度、任期は2年間と定められています。しかし、多岐にわたるまちづくりの課題に取り組んでいくためには、委員数は充分とはいえません。また、活動の継続や積み重ねのためには「1回に限り再任が可能」という条件が制約になるとも考えられます。

このため、希望者が全員参加できるよう、区民会議の委員数の大幅な増加を提案します。なお、当面は、任期を終えた委員との連絡会を設置し、区民会議との交流・連携について模索するものとしします。

### 提案2-4A 区民会議の委員数の大幅な増加

### 提案2-4B 任期を終えた委員との連絡会の設置（当面の対応）

#### 提案 2 - 4 A 区民会議の委員数の大幅な増加

「桜区の魅力あるまちづくりを推進し、市民共同参画社会の実現を目指す」ためには、20名程度という現在の委員数では活動範囲が限られ、また、テーマによっては2年間という期間では短いと考えられます。

このため、委員数を大幅に増加するとともに、再任の制約を外し、区民会議の活動を拡大・充実していくことを提案します。

なお、再任の制約を緩和すると、区民会議の委員が固定化するという懸念があります。しかし、横浜市 of 青葉区民会議（注）が実施しているように、委員数を大幅に増加し、実質的に希望するすべての区民が参加できるようにすれば、再任の制約を外すことが可能になります。

注：青葉区民会議は、現在、約90名の委員で構成され、実質的に、希望者全員が参加しています（定数は200名程度、また、任期は2年ですが、再任を妨げないとされています）。なお、区民会議運営の中心的な役割を担う運営委員会の委員については、活動に広がりを持たせるため、連続しては2期までを限度とされています。

#### 提案 2 - 4 B 任期を終えた委員との連絡会の設置（当面の対応）

桜区区民会議は、その設置要綱によって、委員数や任期などの組織が定められていますが、市内9区で概ね共通する内容となっています。この要綱を直ちに改訂することは難しいと考えられるため、当面、第1期の委員との連絡会を設け、区民会議との交流・連携について模索していくことを提案します。

# 第1期区民会議のまとめ

## 1. 第1期桜区区民会議の成果と反省・今後の期待

### 1 区民会議の発足

桜区の区民会議は「桜区の魅力あるまちづくりを行政と協働で推進する」という目的で設置され、各種団体やコミュニティ会議の代表者、公募委員等で構成されています。委員はそれぞれの立場や思いをもとにまちづくりについての意見を発表しあいました。しかし、各委員の思いを実現していくにはどうしたらよいか、手探りの状態からの出発でした。会議は毎月1回開催されましたが、まちづくりについての多岐にわたる各委員の意見から共通する課題を取り上げ、協力して実現していくには時間がかかりました。実質的な活動は、活動の基盤となる部会が設置され、委員相互のコミュニケーションがとれてからでした。また、区民会議では「さいたま市総合振興計画・桜区の将来像」や「緑の基本計画」、「都市計画マスタープラン・区別構想」など、市の施策の検討も大きな比重を占めました。

### 2 区民相互のふれあいを求めて

桜区は、これまで隣接していながら疎遠であった大久保地区、土合地区から成り立っています。まちづくりにあたっては、両地区の豊かな自然や文化財等の資源を活かしていくことが必要だということになり、区内を良く知るために「区内ウォッチング」が企画されました。第1回は大久保地区の施設や文化財を見学し、第2回は区民の方々と共に土合地区の施設や文化財を見学しました。委員にとって2回の見学でしたが、様々な問題点や背景等も把握でき、地元を再発見する良い機会になりました。

また、まちづくりには区民相互がふれあい知り合うことが大切だということで、桜区誕生を記念して「第1回区民ふれあいまつり」を秋に行うことが決められました。そのための実行委員会が自治会の代表と区民会議委員とで組織され、準備・運営にあたりました。「第2回区民ふれあいまつり」については、区民会議がどう関わるべきか改めて議論し、1年目と同様に委員全員が実行委員として加わり区民まつりに参加することが決められました。

### 3 実質的な活動に向けて

部会が設置されたのは初年度も終わり近くなった1月でした。委員の有志が集まり、各委員が取り組みたいことを踏まえ、たたき台を作成しました。その提案を受けて、区民会議で「ま

ちづくり環境部会」「生き生きまちづくり部会」「広報・広聴部会」の3部会にすることが決定されました。2年目に実質的な活動に取り組むこととなりますが、各委員の負担も考慮して区民会議と各部会を隔月に開催することが決められました。

### 3 各部会の活動とその概要

#### (1) まちづくり環境部会

「まちづくり環境部会」はみどり、道路・交通、環境美化、サイン等のまちづくりのハード面を担当し、緑豊かで快適に住める桜区を考える部会です。部会は初年度に「地域の公園は地域住民の管理に」との提案をしましたが、実現に向け受け皿の住民組織もでき、実現に一步近づきました。また、10月には「桜区民クリーン活動」を自治会等の協力で実施しました。今後、自治会等との合意のもとに定期的な実施されることを期待します。

部会では、総合振興計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画と関連する事項も多く、市の関係課を招いての勉強会等を通じて問題を整理して検討を加えました。そして、区内の道路・交通環境の整備、区内唯一のJR駅である西浦和周辺の整備、市街化調整区域の生活環境の改善・充実、桜区内の荒川や鴨川等の自然、歴史空間の保全と活用等について具体的な提案をしました。

#### (2) 生き生きまちづくり部会

「生き生きまちづくり部会」は防犯・防災、青少年健全育成、福祉活動等のまちづくりのソフト面を担当し、区民が安全・安心して暮らせる桜区を考える部会です。

部会では、安全・安心のまちづくりの中から防犯にしばらく検討を重ねました。自治会への防犯に関するアンケート、部会委員による情報収集・意見交換を行いました。そして「自分たちのまちの安全・安心は自分たちも加わって守る」という意識の醸成が大切であり、そのために防犯組織間の連携、無関心層の意識の改善等が有効であるとの合意が得られ、様々な提案をしました。今後、提案に沿った具体的な取り組みが期待されます。

#### (3) 広報・広聴部会

「広報・広聴部会」は広報紙の発行、講演会・勉強会の開催等を担当し、区民会議の広報、区民および委員の勉強会等を開催する部会です。

部会では、区民向けに「桜区再発見講座」を実施し、区民会議通信「桜っこだより」を発行しました。委員の勉強のため、講演会、市内の施設の見学会、先進地の視察等を行いました。横浜市青葉区の区民会議視察では、組織やまちづくりについて多くのことを学ぶことができました。部会では、埼玉大学との交流・連携や区民との意見交換の機会の確保、区民会議の運営に向けた提案をしました。

### 4 区民会議の将来への期待

第1期の区民会議は、各部会の活動で「まちづくり」について多くの提案をすることがで



きました。しかし、20名足らずの委員が2年という短期間にできることは限られており、具体的な取り組みの大部分は残されたままになりました。区内の自治会をはじめ、様々な団体との交流や連携は緒についたばかりであり、地元の埼玉大学と交流を深め、その英知や学生の若さと連携することもこれからです。また、退任する委員が任期中の活動で得たものを今後に活かし連携する方策も考慮しなければなりません。さらに、第1期の区民会議は組織内部の活動を重視したため、他区の区民会議と連携する余裕はありませんでしたが、各区に共通する課題には連携が必要になるでしょう。様々な課題が残されたのです。

第1期の区民会議は、政令指定都市の発足にあたり市の重点施策として設置されましたが、活動範囲や組織面で多くの制約を抱えたままです。委員は任期を終えますが、その思いを第2期の区民会議が引き継ぎ、新たな委員が新鮮な感覚で活動を積み重ね、より発展させていくことを期待しています。

## 2 . 区民会議に参加して（各委員からのひとこと）

石川脩治さん

身近な市民生活の視点から何か役立つ事はないか！この気持ちを大事にしながら委員会に参加して参りました。

様々な活動を通して、まちを知り、思いを共有する委員の方々との出会いが、私のまちを見る目に変化を与えてくれました。

関係皆様に感謝申し上げます。

稲積早苗さん

公募委員に就任し、よりよい街づくりの一助になればと思い、微力ながらお手伝いさせていただきました。

区民まつり等を通して地域の方ともふれあい有意義な 2 年間でした。ありがとうございました。

岩田嘉夫さん

ボランティア活動を通じ、区民会議委員と成り早いもので2年がたちました。

区民会議の内容を理解出来ないまま引き受け、最初から総合振興計画「桜区の将来像」への取り組みに始まり、まちづくりに関する事例研究部会の設置、活動、区民まつりの実施等初年度から日ごろ自治会活動、ボランティア活動では経験出来ないことばかりで非常に勉強になりました。

榎本泰助さん

委員の方々との交流を通じ、区内のさまざまな問題点とその背景・経過を教えていただき、改めて地域のことを知ることができました。また、塚本地区の自然保護等について提言できましたことをうれしく思います。

榎本高信さん

市民懇話会の代表として参加させていただき、総合振興計画の区別将来像のテーマである「三世代がつくる元気印まち・自然あふれる住みよい環境」を基本として、様々な意見を述べ、有意義な勉強をさせていただきました。

大澤春雄さん

桜区の第1期の区民会議に参加させていただき委員の皆が自分等の地域のことに関心に取り組む大変勉強になりました。

私は自治会から参加したのでこの2年間の経験を参考に地域で活動したいと思います。

委員の皆様のご健勝と今後の活躍をお祈りいたします。

岡 幸江さん

第一期区民会議に参加させていただき、桜区の資源の豊かさ、さいたま市の仕組み、多くを勉強させていただきました。より地域と連携する大学へ、学生とまの方々が顔のみえる関係へと夢が一層ふくらむとともに、人材の豊かさや自然・歴史の豊かさに甘えず、人がより街中で動ける参加型の仕組みづくりが必要だと感じました。

次期に一層の期待をいたします。

小笠原邦夫さん

公募委員として参加させていただき、ありがとうございました。委員会等に参加して長年様々な活動を行ってきた皆様の話がとても勉強になりました。桜区の特徴を一言で言えば「多様性」であると思います。古墳時代から続く歴史、工場から農地までの土地利用、留学生からいわゆる旧住民と新住民、子供から高齢者等。そして、それらの底に脈々と流れている荒川。荒川を柱にすえた個性的まちづくりを行っていきたいと感じています。

尾田四郎さん

これまで疎遠だった地域の方々との良き出会いをさせていただきました。また、区内の豊かな自然や文化財に触れることができ、行政と協働して「地域のまちづくり」のお手伝いできたことに感謝しております。

加藤栄子さん

貴重な経験をさせていただきました。多くの方の手を借り、生活が成りたっていることを今更ながら痛感いたしました。

区民会議で吸収した知識を生かし、今後の私の活動を実りあるものにしていきたいと思います。

近藤雅透さん

歴史と文化を重んじながら未来に向けた新たな住環境創りを進めていこうとする、参加者の熱い気概を感じる事が出来ました。今後も、自らの住地域に誰もが誇りを持てる街にしていく上で、区民会議の更なる発展を願います。

斉藤正さん

前田区長より委嘱状を頂き、区民会議が開催され、私は西浦和駅周辺を住みよくする会選出の代表として数々の問題点を発言、各委員の皆様にご理解を頂きたいと思っています。発言をした事柄が後々解決することを念願しています。各委員の皆様ありがとうございました。

嶋崎ふさ子さん

私が一番うれしかったのは、鴨川を源流から桜区役所まで歩いたことです。

鴨川は井戸木の噴き井戸が源流だと父がいつも言っていましたが、一度も見たことがないとの話を聞いて不思議に思っていました。

区民会議で鴨川を歩く事が実現し、一つの噴き井戸ではなく、いろいろの所から出ていること、道路の下になって見えなかった事など鴨川の変化をこの目で見、水の大切さとともに時代の変化と歴史にふれることができ、大切な思い出です。

高野津代子さん

委員という立場から、桜区の様々なことに関心を持つようになりました。隣接区との融合を図りながら、より住み易い明るい街づくりに微力ながら努力していきたいと思っています。緑豊かな田園や屋敷、林等の景観を残していきたいと思う一方で、交通の便の良くなることを希望しています。

武井義一さん

一期 2 年間区役所の職員に助けられ地域住民とまちづくりをやることができました。羽根倉道に春日氏一族の墓の案内板も取り付け、西武バス駐車場に自転車置場もでき、地域住民も喜んでいきます。

また、4月には、アヤメの会として千貫樋水郷公園内のアヤメの管理もできることになりました。皆さんのおかげです。

中江利明さん

浦和商工会議所から桜区の担当という形で2年間参加させていただきました。

第1回の区民まつりまでは、区民会議の活動について理解出来ないまま会議に参加して参りましたが、区民まつりで相互のコミュニケーションがかなり取れる様になってきてから、区民会議への参加の意義がそれとなく感じられる様になって来たと思っております。

2年間お世話になりありがとうございました。

中村勝美さん

区民会議は「地域住民のものである。」この機会に参画して、しみじみ感じた。どんなに理想を掲げて活動しても、地域の方々が「良かった」と、素直に受け入れてくれなければ徒労に終る。

これからも地域で、地道な活動を続けていきたい。

半田浩之さん

すべての会議に参加したかったのですが、仕事から、この辺りにいないことが多く参加ができなかったのが残念です。

仕事に影響の無いように土日もしくは夜にさせていただきたかったです。

また、この会議に参加できて桜区のことを再度みなおしできたと思います。地元でもこんなに知らないことが多いのかなと再認識できた会議だったと思います。

今回は青年会議所として参加させてもらいましたが、青年会議所らしいことができなかったのが残念です。

松本猛之助さん

桜区全体で、老人から子どもまで、家族全員で参加できるウォークラリー大会などができないか、その中で、文化財などの研究も可能であろう。また、区全体の子ども会、婦人会などミニ集会を実施して区民の意見などを聞く機会があればと思います。地区の人々が集まれる方法を委員全体で考えてはいかがでしょう。また、区民の歌の募集も一考したい。

# 生き生きまちづくり部会・別添資料

## 別添資料1：「自治会防犯活動に関するアンケート」の結果の概要

**経緯と目的**：6月11日(金)の勉強会において、桜区内の防犯活動の実態を知るために、まず自治会による活動状況を調べることが提起され、大澤部会長(自治連会長)を通じて各自治会に協力を呼びかけ、アンケート調査を実施した。

**期間**：平成16年6月

**対象**：区内全自治会(76自治会)

**回答**：54自治会(うち1は自治会名不明) 回答率：71.0%

### 結果の概要：

(単純集計)

(クロス集計)

あなたの自治会には防犯関連の部会がありますか？				
1.ある	31(57.4%)	防犯部会のある自治会		
2.ない	23(42.5%)	防犯部会のない自治会		
自治会では、どのような防犯関連の活動を、どのくらいの頻度で行っていますか？(防犯協会以外)				
1.防犯等の設置要請	31(57.4%)	年1~2回、 適時 など	20(64.5%)	11(47.8%)
2.防犯関連情報の回覧	33(61.1%)	月1回の交 番便り など	24(77.4%)	9(39.1%)
3.交番との定期連絡	11(20.3%)	適時 など	8(25.8%)	3(13.0%)
4.防犯関連の講習会	11(20.3%)	年1回 など	9(29.0%)	2(8.7%)
5.パトロール隊による巡回	20(37.0%)	年1~2回 など	15(うち2は予 定)(48.4%)	5(21.7%)
6.特に行っていない	18(33.3%)		5(16.1%)	13(56.5%)
7.その他	16(29.6%)	警察との合 同パトロールな ど	11(35.5%)	5(21.7%)
PTA や学校、JC や商店街等のほかの地域組織との連携による防犯活動を行っていますか？				
1.連携している	13(24.1%)	育成会、小 学校区防犯 対策協議会 など	10(32.3%)	3(13.0%)
2.すべて独自	20(37.0%)		14(45.2%)	6(26.1%)
(回答なし)	21(38.9%)			

そうした防犯活動では、どのくらいの一般住民が参加していますか？

(回答あり) 26(48.1%) 講習会:30~150人、パトロール:2~90人

防犯活動を進める上で、どのような問題点がありますか？

1.人数が集まらない	16(29.6%)	6(19.4%)	10(43.5%)	4(20.0%)
2.若いメンバーがいない	20(37.0%)	13(41.9%)	7(30.4%)	11(55.0%)
3.必要な道具がない	11(20.3%)	7(22.6%)	4(17.4%)	7(35%)
4.活動による効果が見えない	6(11.1%)	2(6.5%)	4(17.4%)	3(15.0%)
5.保険が効かない	12(22.2%)	9(29.0%)	3(13.0%)	7(35.0%)
6.特に問題なし	7(12.9%)	6(19.4%)	1(4.3%)	2(10.0%)
7.その他	7(12.9%)	6(19.4%)	1(4.3%)	2(10.0%)

ご近所で、治安の上で不安な(危険だと思う)場所とそう思う理由をお書きください。

(記述あり) 24(44.4%)

桜区の防犯・治安対策において重要だと思うことや具体的なアイデア等についてご記入ください。

(記述あり) 32(59.2%)

地区(計)	部会あり	部会なし	(200世帯以上)	うち部会あり
土合第一(21)	11(52.4%)	10(47.6%)	17(全体の81.0%)	9(52.9%)
土合第二(7)	5(71.4%)	2(28.6%)	4( " 57.1%)	4(100.0%)
土合第三(11)	9(81.8%)	2(18.2%)	6( " 54.5%)	6(100.0%)
大久保(14)	6(42.9%)	8(57.1%)	8( " 57.1%)	5(62.5%)
53(+不明1)	31	22(+不明1)	35( " 64.8%)	24(68.6%)

(設問間クロス分析)

防犯関連の部会を持っている自治会では、

- ・ 「特に自治会として防犯活動は行っていない」という回答は2割弱であり、約半数が「パトロール」を行っている(“予定”含む)。
- ・ 約半数が防犯活動を独自に実施している(連携はしていない)。
- ・ 「若いメンバーがいない」ことを問題点とする回答が多い。
- ・ 「活動による効果が見えない」ことを問題点とする回答が少ない。

防犯関連の部会を持っていない自治会では、

- ・ 半数以上が「特に自治会として防犯活動は行っていない」と回答しており、「防犯灯の設置要請」と「関連情報の回覧」以外の活動を行っているとする回答は少ない。
- ・ 「人数が集まらない」ことを問題点とする回答が多い。

パトロールを行っている自治会では、

- ・ 「人数が集まらない」ことより「若いメンバーがいない」ことを問題点とする

回答が顕著に多い。

- ・ 「道具を用意できない」「保険が効かない」なども問題点として認識されている。
- 規模や地区別に見ると、
- ・ 大規模な自治会では防犯部会を持つ割合が高くなる傾向がある。
  - ・ 大久保地区では比較的小さな自治会が多いこともあり、防犯部会の組織率が低くなっている。

(所見)

回答の絶対数が少ないため、明確な傾向として断定することは難しいが、以下のよう  
なことは共通しているものと考えられる。

- ・ 防犯関連の部会を持っていない自治会では、あまり積極的に防犯活動に取り組んでいない、あるいは取り組めない。(「取り組んでいないから部会がない」のか「部会がないから取り組めない」のかは個別のケースによるものと考えられる。)
- ・ その理由としては、関心が低いこと、組織・体制が整わないこと、人数が集まらないこと、などがある。
- ・ その一方で、防犯関連の部会を持っている自治会では、設問2の選択肢であげたような基本的な活動は行っている割合が高く、活動を進める体制(役割分担)があるかどうか重要な要素であることが伺える。
- ・ ただし、部会を持っていても実際の活動は他組織等と連携するよりも、独自に行っているケースの方が多い。
- ・ 活動を始めるにも、続けるにも、やはり“人の確保・協力”が重要であることが改めて明らかになった。

個人の意識・関心の向上、世帯数の少ない自治会での対応方法や体制のつくり方(連携の促進等)、誰でも参加しやすい活動メニューの工夫などが課題と考えられる。また、具体的な活動を行う上では、道具や保険等に対する支援にもニーズがある。

参考資料：

「その他の防犯活動」：設問

交番からの地域内犯罪状況の広報紙を回覧して、注意を促す程度
餅つき大会と交通安全と防犯講習会の開催を浦和西警察に依頼
当地には地域防犯推進員が9名おり、6月18日の浦和西警察署の講習会に参加。これまで個人の活動であったが、今後グループとしての活動を如何に行うか協議していきたい。
防犯に関心はあるが、役員が兼務する事が多いので活動はしていないが、暮には火の用心パトロールの計画中。
平成16年度生活安全部を組織とし、地域の人々の声(投書箱を設置)を聞き、活動を開始する。現在進行中。(パトロール・声かけ運動・交通指導・お年寄り1人暮らしの訪問)



全戸を対象として、防犯対策委員会(仮称)を設置する予定

「他組織との連携」:設問

新開小学校区防犯対策協議会(夏季地域パトロール、日常地域パトロール、児童への声かけ・あいさつ運動、校内防犯研修会、防犯啓発ポスター掲示・回覧、防犯ステッカー等) :3件アリ
田島防犯協力会(少年非行防止、ひったくり等防止活動 等) :2件アリ
栄和防犯協議会
婦人会・交通安全協会上大久保支部・悠和会(高齢者の会)・大久保東小地区委員会
育成会
栄和青少年育成会
青少年育成田島地区会 田島中学校 4校・学校連絡協議会
学校、PTAとの連携
本年度実施のため計画中

「その他の活動上の問題点」:設問

気軽に集まって相談する場所もなく、みんな関心を持っていない
子供たちの父母の関心がない
自治会活動の現況は、現在行政等の関連事業等が多く、ボランティア活動にも限度があると思われる。しかし、昨今の現況を考えると必要性があり、組織の立ち上げ等経費を行政が考える時期である。
役員で任意のパトロール等、従来通りの活動にとどまる。
自治会予算が不足している為、防犯部の活動が思うようにできなかった。
活動に必要なとする道具等の補助金制度を立ち上げて下さい
自治会長が毎年変わり、慣れた頃にはやめてしまうので、新しい事を始める余裕がない。

「治安上で不安な場所」:設問

地区		危険な場所(事例)
土合1	西堀北上の宮	埼京線高架線下及びその周辺
	南上の宮	田島の神社公園、新幹線沿い、実際に被害が出ている
	西堀里	・大宮バイパス際、三愛救急指定病院北側歩道橋下の空き地は、夜間暗く街灯が必要。用水際の樹木も定期的に管理すべき。 ・鴻沼用水際(関児童遊園地内)の街灯が設置されているが、玉切れらしく暗い。きちんと管理すべき。 ・鴻沼用水際合野谷公園(緑道街灯番号07と緑道街灯番号08の中間に街灯の設置必要。)
	西堀門前	蛍光灯の街灯は暗いので、水銀灯に取り替えてもらいたい。
	西堀北高沼自治	JR新幹線緩衝地帯に雑草が繁茂し、防犯・交通安全上、危

	会	険。
	メゾン浦和	・外灯のない裏道 ・草が多く生えている場所
	桜田一丁目	鴻沼川、新開橋～大宮バイパスまでの空地又は畑の付近。 学生がタバコ、酒などを飲んで騒いでいる時がある。
	新開自治新和会	新開橋下のホームレス、鴨川堤桜並木公園通り
	町谷第二	町谷児童公園内 夜遅くに青少年が屯している。
	町谷第三	・児童公園のベンチ付近 夜半屯している ・自治会館付近も夜は遊び所になる
	町谷第四	・町谷2丁目地内(町谷第一自治会内で何度かひったくりにあった。)(大宮バイパスより倉庫の間に入る道路)(町谷バス停付近等)
土合2	田島第一	田島氷川公園及び氷川神社内
	田島北	西浦和駅周辺 夜、中高生が屯している
	田島新生会	地域全体と思います
土合3	道場第二	道場自治会館とマミーマート店の間の道路 ・重点パトロール地区として新開駐在所に要請、提示 ・外灯設置要請中(マミーマート店に)
	中島第一	防犯灯の設置 主要道路はすべて水銀灯にしてほしい
	中島第二	中島小学校東側(プール横)通学路の山林に外灯を設置して頂きたい区長に面会。枝切りは私有地なので無理だが、外灯は増設することが可能との返事。
	山久保	夏冬の混雑時期にロジャース店内を西堀交番のおまわりさんとパトロールしている。ロジャースでは店長が店内放送で山久保自治会と交番とでパトロールしている旨を放送。ロジャースでは好評で感謝されている。
大久保	大久保領家自治協会	大久保領家川原児童遊園地で、夏は若者が集まり花火などをして騒いでいると苦情がある。
	大久保団地自治会	近所の駐車場に防犯灯が少ない。
	浦和ニューハイツ	近くに調整池があるため、若者がよく屯している。バイクの置き去り等。
	白鍬電建	白鍬第1～第3公園 公園の照明を明るくしてほしい(夜若者が屯するので)
	五関	五関稲荷神社周辺 民家がまばらで田、畑が多く死角があり、夜間の人通りが少なく不安
	塚本自治協力会	堤外の農作物が夜間に頻繁に盗まれる。又ゴミを捨てられ困っている。国土交通省の指導で住民が移動したため無防

	備である。警察による夜間のパトロールの強化をお願いしている。
--	--------------------------------

「重要な点や具体的なアイデア」：設問

桜区区民会議としての提案に活用可能

< 住民の意識 >

・現在は自分にどれだけの利益があるかを考える人達が多く、話が進まない。(西堀日向 1)
・埼玉県は防犯が弱いと感じている。夜 10 時以降の外出は控えるよう、全国民に呼び掛けてほしい。(西堀仲)
・普段見慣れない人がうろつく場合は特に注意する。(桜田一丁目)

< 住民によるパトロール >

・西堀では交通安全協会とパトロールを行っているが、活動による効果が見えない、怪我などをして保険がないとの苦情が出ていて考えているところです。(西堀日向 1)
・自治会でも防犯パトロールをしたいと考えているが、目的になる物がないので思案中。何か参考になるものがあれば見せて頂きたい。(南上の宮)
・自治会・パトロール隊を結成した時、ジャンパー、腕章等を提供して頂ければと思う。(西堀南高沼)
・年間 5 ~ 6 回実施する土合自治連合会による防犯パトロールに参加。(町谷第四)
・自治会、防犯協会、警察と協力でパトロールが必要と思います。(田島新生会)
・月 2 回夜間パトロールをしているが、一般住民にパトロールをしている事を気づいてもらうと、より効果があると思う。そのため拍子木を作成して打ち歩いたらどうかとの意見があり、現在準備中。(中島第二)
・防犯は個人的には限界があり難しいので、犯罪の多発地区を防犯協会や自治会などで重点的にパトロールし回数を多く行い、相手に防犯強化していると思わせる。(山久保)
・防犯自主活動を促進するには、各自治会に補助金が必要。ジャンパー、懐中電灯等、防犯グッズを用意したい。(やつしまニュータウン)

< 自治会等による取組み >

・現在当自治体では、パトロールの際の具体的な行動規範を盛り込んだ自主防犯組織の規約や細則を検討中ですが、原則として愛の一声運動的な行動が高まれば良いと考えているので、近隣での事例があったら参考にさせてほしい。(西堀里)
・60 歳くらいの退職者が多い現在、夢と希望を与えるために元警察官や自衛官だった人にアルバイトでよいので再度活躍して頂きたい。(西堀仲)
・自治会、その他の団体で年間を通じて見守り、活動を心がけてくれるようお願いするようにしたい。(東十丁目)
・役員(含婦人会、班長、子供会等)の防犯講習会を土・日に開催してほしい。(西堀南高沼)
・地区防犯協会、自治会防犯部、地区育成会等、多くの組織が独自に活動している。相互に連携できるよう、桜区主導の組織づくりが必要と考える。(西堀北高沼)
・あいさつ運動。留守にする時、隣に声をかけるなど。(桜田一丁目)

・防犯活動には、それをアピールする標示物が必要。(桜田一丁目)
・所轄署と連携した防犯指導策の実施。防犯巡回パトロールの際の会員の安全確保(警察官同行)。(田島第一)
・マンションで昼間堂々とドアを切られて泥棒が入った。隣の方は、隣の主人が何かしていると思っていた。マンション等では人の入替りが多いので、隣の主人の顔すら知らない。そこで自治会として、せめて自分が住んでいる階の人の紹介をと特に男性を集めた。挨拶の励行等が犯罪をなくすために重要。(中島第一)
・栄和南住宅自治会は役員期間一年につき、深く防犯に参加する事が出来にくい。各部会からの要請に従って活動する程度。(栄和南住宅)
・交番との連絡等を密にして活動すること。(栄和第四)
・パトロール隊による巡回は実施していません。講習会后、防犯委員による会合を開き、今後どのような活動を何時から実施するか決定し、安全な町づくりに努力したい。次回の会合には具体的な行動計画を作り、行動にうつしたい。(上大久保自治協力会)
・最近防災組織を結成したばかり。防犯には関心がある。町内パトロール、防犯灯、その他の防犯対策の必要性を感じている。(白鍬南)
・アイデアとは言えないと思うが、各掲示板に「皆さんの声」のためのポストを設置し、防犯に対する意見を寄せて頂いている。本年度は具体的な計画を立て活動する。(白鍬自治協力会)
・地域の防犯を警察に頼っていては何もできない。自らの安全は自らの手で立ち上がる以外ない。(白鍬電建)
・五関自治会としてこれまでほとんど防犯活動は行っていなかったが、16年度から交番との連絡を取りながら、自治会の活動の一環として力をいれていく。(五関)
・青少年による犯罪に力を入れる必要がある。特に暴走行為が運動公園等で行われる夏期。(塚本自治協力会)
・お巡りさんによる実例の報告会が3ヶ月に1回必要。(やつしまニュータウン)

< 街灯など >

・電柱の建柱位置には街灯を取り付けてもらいたい。(西堀門前)
・赤色灯(回転するやつ)を所々につけて、タイマーで30分に1回くらい回るようにする(ある程度見通しのきく所へ設置すれば、警察がパトロールしているように見える)。(メゾン浦和)

< 行政・警察への要望 >

・区への補助金もあると思いますが、それらの資金でパトロール員を雇用し、PM1:00～10:00くらいまでのパトロールをしていただきたい。(西堀北上の宮)
・民間パトロールが昨年度行われていたが、今年度は実施されていないようだ。15年度は西堀交番地区の犯罪が減少したと思われるので、今後も民間パトロールの導入をお願いしたい。(南上の宮)
・昼、夜のパトロールをお願いします。(西堀門前)
・昨年実施していた警察と契約していたパトロール隊の永続化をお願いしたい。(西堀南高沼)
・地元の人のパトロールより警察の定期的なパトロールが特に効果あり。(町谷第二)

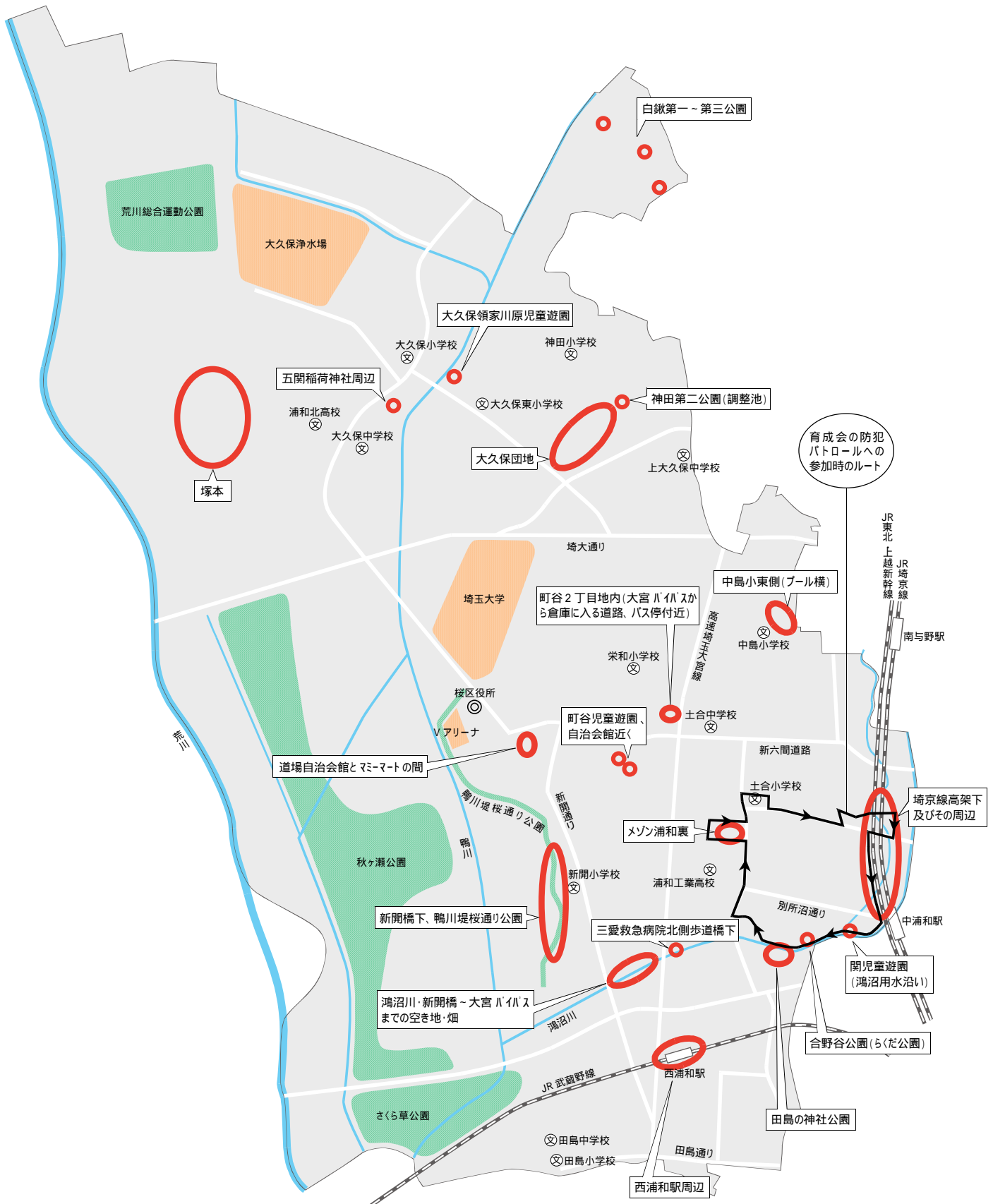
・深夜交番に巡回をお願いしてある。(町谷第三)
・この地区は新開交番管内のために交番と打合せをして時々パトロールを実施してもらっている。パトロールの時間は適当に時間を変えて実施している。(町谷第四)
・交番の駅前移設(田島団地から)。(田島北)
・今回の事案(チカン対策)を新開駐在に相談に行くが、西警察署に行ってほしいとのことで、相談しに行ったところ対応が悪く、区役所に相談してくれとのこと。コミュニティ課で相談、解決しました。防犯、治安の仕事は区役所ですか、警察ですか?(道場第二)
・防犯活動の費用の援助制度を考えてもらいたい。(白楸電建)
・パトカーやお巡りさんの巡回が定期的に必要。(やつしまニュータウン)

< 心配や不安など >

・時々新聞、雑誌等を燃やすこともあり、火事が心配。(町谷第三)
・自治会館は夜間は留守になるので、いたづらが心配。(町谷第三)
・悪質なチラシ等の配布、問題あり。(浦和ニューハイツ)

## 別添資料2：桜区「治安上で不安な場所」マップ」

「自治会防犯活動に関するアンケート」に寄せられた、治安上で不安な場所の整理結果です。  
 なお、参考として、生き生きまちづくり部会が参加した育成会のパトロール・ルートも示しました。



### 別添資料3：桜区内各小中学校の安全のための取組み

	中学校			
	土合	上大久保	大久保	田島
巡回活動	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA) ・下校指導	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)
立哨活動	・あいさつ運動	・登校指導 ・下校指導	・下校指導 ・適時あいさつ運動(おやじの会)	・下校指導
防犯対策	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・警察の防犯教室		
交通安全		・朝礼などで交通安全指導	・自転車マナー指導	

	小学校			
	栄和	田島	新開	大久保東
巡回活動	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)
立哨活動	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)
防犯対策	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・防犯教室(保護者) ・文書の配布	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・全児童に防犯ブザー配布	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・防犯研修会(職員) ・防犯教室(児童) ・CAD講演、ワークショップ(保護者)	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・防犯研修会(職員) ・防犯教室(児童) ・不審者侵入避難訓練
交通安全		・登校指導		・講話(就学児童保護者) ・交通安全教室(児童)

	小学校			
	大久保	土合	中島	神田
巡回活動	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)	・校舎内外(職員) ・育成会のパトロールに協力(夏休み、夜間に職員、PTA)
立哨活動	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)	・安全指導(PTA) ・登校指導、あいさつ(職員)
防犯対策	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・防犯研修会(職員) ・防犯教室(児童・保護者)	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・全保護者を班分けし、毎日2人1組でパトロール	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・防犯啓発文書配布(PTA) ・防犯教室(児童、職員、保護者)	・自転車にパトロール中のプレート ・学校訪問時用名札 ・一斉下校 ・防犯講習(職員) ・防犯教室(児童)
交通安全		・自転車教室(予定) ・講話(就学児童保護者)	・親子自転車教室 ・交通安全教室(児童)	・交通安全教室(児童・職員)

# 参 考 資 料

## 1 . 桜区区民会議設置要綱

(設置)

第1条 桜区の魅力あるまちづくりを推進し、市民共同参画型社会の実現を目指すため、桜区区民会議(以下「区民会議」という。)を設置する。

(活動等)

第2条 区民会議は、次の各号に掲げる活動等を行う。

- (1) 桜区のまちづくりを推進する上での対処すべき諸課題についての協議及び政策提言
- (2) 桜区民と行政の協働による魅力あるまちづくりの推進のための活動
- (3) その他桜区の健全な発展に寄与する活動

(組織)

第3条 区民会議は、各種団体の推薦者又は代表者、コミュニティ会議の推薦を受けた者及び公募により選ばれた者による委員20人程度をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 区民会議に、特別の事項を調査、検討させるため、部会を置くことができる。

(役員)

第5条 区民会議に会長1人、副会長2人を置くほか、部会を置いたときは、部会長1人を置くことができる。

2 会長、副会長及び部会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議の会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

(会議)

第6条 区民会議は、定例会及び臨時会(以下「定例会等」という。)を開催する。

2 臨時会は、会長が必要と認めるときに、これを開催する。



- 3 会長は、定例会等を招集し、その議長となる。
- 4 区民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を定例会等に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 区民会議は、必要に応じて部会の会議を開催することができる。
- 6 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第7条 定例会等は、原則としてこれを公開する。

(議事録の作成)

第8条 会長は、定例会等の議事の概要を議事録として記録するものとする。

- 2 議事録には、議事のほか、定例会等の日時、出席委員の氏名その他会長が必要と認める事項を記載する。
- 3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(活動の報告)

第9条 会長は、年度の末日までに、当該年度に係る活動報告書を作成し、桜区長の意見を付して市長に提出するものとする。

(事務局)

第10条 区民会議の事務局は、桜区役所区民生活部コミュニティ課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、区民会議に関し必要な事項は、区民会議が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

## 2. 桜区区民会議委員名簿

氏名	所属等	備考
石川 脩治	公募委員	
稲積 早苗	公募委員	
岩田 嘉夫	桜田クリーン推進クラブ	
榎本 泰助	埼大通りの環境を考える会	
榎本 高信	市民懇話会	副会長
大澤 春雄	桜区自治会連合会	
岡 幸江	埼玉大学教育学部助教授	副会長
小笠原 邦夫	公募委員	
尾田 四郎	公募委員	会長
加藤 栄子	桜区PTA連合会	
高野 津代子	さいたま市桜区社会福祉協議会	
近藤 雅透	浦和工業団地協同組合	
斉藤 正	西浦和駅周辺の街を住み良くする会	
嶋崎 ふさ子	リサイクル女性会議・桜	
高橋 庄平	浦和医師会	
武井 義一	大久保地区まちづくりの会	
中江 利明	浦和商工会議所	
中村 勝美	桜区民生委員児童委員協議会	
半田 浩之	埼玉中央青年会議所	
松本 猛之助	青少年育成さいたま市民会議	

### 3. コミュニティ会議一覧

	名 称	代表者氏名	活動内容
1	桜田クリーン推進クラブ	岩 田 嘉 夫	新大宮バイパス歩道での草取り、草花の植栽、地域の清掃活動のほか、鴨川堤桜通り公園で桜まつりなどを行っている。
2	埼大通りの環境を考える会	榎 本 泰 助	埼大通り商店会を中心に、会員以外の住民・事業所等に呼びかけ、埼大通り周辺のより広い地域でのコミュニティ活動を行っている。
3	浦和工業団地協同組合	近 藤 雅 透	地域に開かれた「サマーフェスティバル」を開催するなど、工業団地内の企業と住民とのコミュニケーションを図る。
4	西浦和駅周辺の街を住み良くする会	斉 藤 正	自治会・商店会、地元住民により西浦和駅周辺の環境美化のために、花壇の手入れや清掃活動などを行っている。
5	さいたま市リサイクル女性会議・桜	嶋 崎 ふ さ 子	環境活動を通してのまちづくりに取り組んでいる。特に、ごみ減量化推進に向けて啓発活動などの自主活動と行政と市民のパイプ役としての責任を担っている。
6	大久保地区まちづくりの会	武 井 義 一	大久保地区の防災・交通、ごみ等の環境問題、青少年育成問題を考え、活動することにより地域のコミュニティの醸成を図っている。
7	田島ヶ原のサクラソウを守る会		国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の巡回や清掃活動などを行っている。

8	さいたま市桜区 明るい選挙推進 協議会		桜区における明るい選挙を効果的かつ円滑に推進する。
9	こうぬま・水と緑 を楽しむ会		高沼用水の西縁、東縁などを中心に、環境の保全と活用を考え、広く一般市民や学生等のネットワークと協働体制を構築しながら、様々なイベントを通して、緑化・整備、清掃等の活動を行っている。
10	郷土史研究クラ ブ		郷土の歴史、文化、自然等を広く学び、地域の方々と勉強する場と資料を提供している。
11	アヤメの会		大久保地区にある千貫樋水郷公園内の草取りなどの清掃活動及び手入れなどの活動を行う。
12	さいたま市体育 指導委員会桜区 支部		市民へのスポーツの普及やスポーツの振興にかかわる広報、健康な身体を造るための活動を行っている。

(コミュニティ会議認定団体数：12 団体)